

平成 2 3 年 第 2 回

芦北町議会 3 月 定例会 会議録

開会 平成 2 3 年 3 月 4 日

閉会 平成 2 3 年 3 月 1 8 日



うたせ船

熊本県芦北町議会

平成23年第2回芦北町議会定例会会期日程

月 日	曜日	日 程
3・4	金	本会議（開 会） 諸般の報告 施政方針と予算大綱説明 議案審議 議案の委員会付託
5	土	休 日
6	日	休 日
7	月	委員会審査 建設経済（現地調査、建設課、上下水道課） 文教厚生（教育課、住民生活課）
8	火	委員会審査 総 務（基幹支所、議会事務局、企画財政課） 文教厚生（生涯学習課、福祉課）
9	水	委員会審査 総 務（総務課、税務課） 建設経済（商工観光課、農林水産課（農業委員会））
10	木	委員会予備日
11	金	休 会（議事整理）
12	土	休 日
13	日	休 日
14	月	休 会（議事整理）
15	火	休 会（議事整理）
16	水	休 会（議事整理）
17	木	一般質問
18	金	本会議（最終日） 議案審議（委員長報告） 閉会中の継続調査の申出 （閉 会）

日程第21	議案第18号	芦北町情報公開条例の一部を改正する条例の制定について.....	32
日程第22	議案第19号	芦北町手数料条例の一部を改正する条例の制定について.....	33
日程第23	議案第20号	芦北町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について.....	35
日程第24	議案第21号	芦北町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について.....	36
日程第25	議案第22号	芦北町立公園条例の一部を改正する条例の制定について.....	36
日程第26	議案第23号	芦北町県営急傾斜地崩壊防止工事分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について.....	37
日程第27	議案第24号	芦北町薩摩街道佐敷宿交流館の指定管理者の指定について.....	38
日程第28	議案第25号	建設工事委託に係る協定の締結について.....	40
7	散 会.....		42

第2号(3月17日)

1	議事日程.....	45
2	出席議員氏名.....	45
3	欠席議員氏名.....	45
4	説明のため出席した者の職氏名.....	45
5	事務局職員出席者.....	46
6	開 議.....	51
日程第1	一般質問.....	51
(1)	坂本登議員第1回目一般質問.....	51
	竹崎町長答弁.....	54
	永田教育課長答弁.....	55
	井川総務課長答弁.....	56
	迫本住民生活課長答弁.....	56
	柳田農林水産課長答弁.....	57
(2)	坂本登議員第2回目一般質問.....	58
	永田教育課長答弁.....	58

(3) 坂本登議員第 3 回目一般質問.....	58
永田教育課長答弁.....	58
(4) 坂本登議員第 4 回目一般質問.....	58
永田教育課長答弁.....	59
(5) 坂本登議員第 5 回目一般質問.....	59
井川総務課長答弁.....	59
(6) 坂本登議員第 6 回目一般質問.....	59
竹崎町長答弁.....	60
(7) 坂本登議員第 7 回目一般質問.....	60
竹崎町長答弁.....	61
(8) 坂本登議員第 8 回目一般質問.....	61
竹崎町長答弁.....	61
(9) 坂本登議員第 9 回目一般質問.....	61
竹崎町長答弁.....	62
(10) 坂本登議員第 10 回目一般質問.....	62
竹崎町長答弁.....	62
(11) 坂本登議員第 11 回目一般質問.....	62
柳田農林水産課長答弁.....	62
(12) 坂本登議員第 12 回目一般質問.....	63
(1) 川尻成美議員第 1 回目一般質問.....	63
竹崎町長答弁.....	64
(2) 川尻成美議員第 2 回目一般質問.....	65
竹崎町長答弁.....	66
(3) 川尻成美議員第 3 回目一般質問.....	66
竹崎町長答弁.....	66
(4) 川尻成美議員第 4 回目一般質問.....	67
竹崎町長答弁.....	68
(5) 川尻成美議員第 5 回目一般質問.....	68
中原生涯学習課長答弁.....	68
(6) 川尻成美議員第 6 回目一般質問.....	68
井上企画財政課長答弁.....	69
(7) 川尻成美議員第 7 回目一般質問.....	69
竹崎町長答弁.....	70
(8) 川尻成美議員第 8 回目一般質問.....	70

竹崎町長答弁.....	70
(9) 川尻成美議員第 9 回目一般質問.....	71
竹崎町長答弁.....	71
(10) 川尻成美議員第10回目一般質問.....	71
柳田農林水産課長答弁.....	72
(11) 川尻成美議員第11回目一般質問.....	72
(1) 寺本修一議員第 1 回目一般質問.....	72
竹崎町長答弁.....	74
井川総務課長答弁.....	75
竹浦教育長答弁.....	76
(2) 寺本修一議員第 2 回目一般質問.....	76
井川総務課長答弁.....	76
坂梨商工観光課長答弁.....	77
(3) 寺本修一議員第 3 回目一般質問.....	77
竹崎町長答弁.....	77
坂梨商工観光課長答弁.....	77
(4) 寺本修一議員第 4 回目一般質問.....	77
坂梨商工観光課長答弁.....	78
(5) 寺本修一議員第 5 回目一般質問.....	78
井上企画財政課長答弁.....	78
(6) 寺本修一議員第 6 回目一般質問.....	79
竹崎町長答弁.....	79
(7) 寺本修一議員第 7 回目一般質問.....	79
柳田農林水産課長答弁.....	80
(8) 寺本修一議員第 8 回目一般質問.....	81
柳田農林水産課長答弁.....	81
(9) 寺本修一議員第 9 回目一般質問.....	82
竹崎町長答弁.....	82
(10) 寺本修一議員第10回目一般質問.....	82
柳田農林水産課長答弁.....	83
(11) 寺本修一議員第11回目一般質問.....	83
竹浦教育長答弁.....	83
(12) 寺本修一議員第12回目一般質問.....	83
(1) 草野安道議員第 1 回目一般質問.....	84

竹崎町長答弁.....	86
竹田建設課長答弁.....	86
(2) 草野安道議員第 2 回目一般質問.....	87
竹崎町長答弁.....	87
(3) 草野安道議員第 3 回目一般質問.....	87
竹田建設課長答弁.....	88
(4) 草野安道議員第 4 回目一般質問.....	88
竹崎町長答弁.....	88
(5) 草野安道議員第 5 回目一般質問.....	88
竹崎町長答弁.....	89
(6) 草野安道議員第 6 回目一般質問.....	89
7 散 会.....	89

第 3 号 (3 月 18 日)

1 議事日程.....	93
2 出席議員氏名.....	93
3 欠席議員氏名.....	94
4 説明のため出席した者の職氏名.....	94
5 事務局職員出席者.....	94
6 開 議.....	95
(一括議題 = 日程第 11 まで)	
日程第 1 議案第 17 号 芦北町収入印紙等購入基金条例の制定について.....	95
日程第 2 議案第 7 号 平成 2 3 年度芦北町一般会計予算.....	95
日程第 3 議案第 8 号 平成 2 3 年度芦北町国民健康保険事業特別会計予算...	95
日程第 4 議案第 9 号 平成 2 3 年度芦北町介護保険事業特別会計予算.....	95
日程第 5 議案第 10 号 平成 2 3 年度芦北町簡易水道事業特別会計予算.....	95
日程第 6 議案第 11 号 平成 2 3 年度芦北町農業集落排水事業特別会計予算...	95
日程第 7 議案第 12 号 平成 2 3 年度芦北町生活排水処理事業特別会計予算...	95
日程第 8 議案第 13 号 平成 2 3 年度芦北町有温泉事業特別会計予算.....	95
日程第 9 議案第 14 号 平成 2 3 年度芦北町奨学資金貸付事業特別会計予算...	95
日程第 10 議案第 15 号 平成 2 3 年度芦北町後期高齢者医療事業特別会計予 算.....	95
日程第 11 議案第 16 号 平成 2 3 年度芦北町水道事業会計予算.....	95
日程第 12 議員派遣の件.....	110

(一括議題 = 日程第16まで)

日程第13	総務常任委員会の閉会中の継続審査及び特定事件(所管事務)調査の申出.....	110
日程第14	建設経済常任委員会の閉会中の継続審査及び特定事件(所管事務)調査の申出.....	110
日程第15	文教厚生常任委員会の閉会中の継続審査及び特定事件(所管事務)調査の申出.....	110
日程第16	議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の申出.....	110
7	閉会.....	112

平成23年第2回芦北町議会定例会議事日程（第1号）

平成23年3月4日

午前10時 開 会

於 議 場

1 議事日程

開会宣告

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 陳情第19号 石間伏～上木場間連絡道の町道認定に関する陳情
- 日程第 5 議案第 3号 平成22年度芦北町一般会計補正予算（第9号）
- 日程第 6 議案第 4号 平成22年度芦北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）
- 日程第 7 議案第 5号 平成22年度芦北町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第 8 議案第 6号 平成22年度芦北町有温泉事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 9 平成23年度施政方針と予算大綱説明
（一括議題＝日程第20まで）
- 日程第10 議案第 7号 平成23年度芦北町一般会計予算
- 日程第11 議案第 8号 平成23年度芦北町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第12 議案第 9号 平成23年度芦北町介護保険事業特別会計予算
- 日程第13 議案第10号 平成23年度芦北町簡易水道事業特別会計予算
- 日程第14 議案第11号 平成23年度芦北町農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第15 議案第12号 平成23年度芦北町生活排水処理事業特別会計予算
- 日程第16 議案第13号 平成23年度芦北町有温泉事業特別会計予算
- 日程第17 議案第14号 平成23年度芦北町奨学資金貸付事業特別会計予算
- 日程第18 議案第15号 平成23年度芦北町後期高齢者医療事業特別会計予算
- 日程第19 議案第16号 平成23年度芦北町水道事業会計予算
- 日程第20 議案第17号 芦北町収入印紙等購入基金条例の制定について
- 日程第21 議案第18号 芦北町情報公開条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第 2 2 議案第 1 9 号 芦北町手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 3 議案第 2 0 号 芦北町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 4 議案第 2 1 号 芦北町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 5 議案第 2 2 号 芦北町立公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 6 議案第 2 3 号 芦北町県営急傾斜地崩壊防止工事分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 7 議案第 2 4 号 芦北町薩摩街道佐敷宿交流館の指定管理者の指定について
- 日程第 2 8 議案第 2 5 号 建設工事委託に係る協定の締結について
(散 会)

2 出席議員(14人)

1番 坂本 登 君	2番 林 田 燿 宏 君
3番 宮内 道 則 君	5番 古 村 逸 男 君
6番 白坂 康 浩 君	7番 草 野 安 道 君
8番 前田 徹 一 君	9番 元 山 秀 志 君
10番 宮尾 秀 行 君	12番 川 尻 成 美 君
13番 水口 宣 之 君	14番 岡 部 恵美子 君
15番 寺本 修 一 君	16番 藤 井 公 明 君

3 欠席議員(2名)

4番 寺本 順 一 君	11番 平 松 洋 一 君
-------------	---------------

4 説明のため出席した者の職氏名(16人)

町 長 竹 崎 一 成 君	副 町 長 藤 崎 正 司 君
教 育 長 竹 浦 裕 道 君	総 務 課 長 井 川 良 一 君
企画財政課長 井 上 民 男 君	田浦基幹支所長 早 川 純 一 君
税 務 課 長 農 中 豊 君	住民生活課長 迫 本 文 雄 君
商工観光課長 坂 梨 優 君	福 祉 課 長 大 岩 憲 治 君

農林水産課長	柳田豊彦君	建設課長	竹田茂幸君
上下水道課長	山本正博君	教育課長	永田光洋君
生涯学習課長	中原豊徳君	会計管理者兼 会計室長	野口博司君

5 職務のため出席した事務局職員の職氏名（2人）

議会事務局長	福山勝廣君	次長（係長）	岡田謙治君
--------	-------	--------	-------

議長諸般の報告

1 例月現金出納検査結果報告書（別紙のとおり）

2 熊本県町村議会議長会定期総会

期日 平成23年2月1日（火）

場所 熊本県市町村自治会館（熊本市）

内容 表彰（芦北町関係）

全国町村議会議長会表彰（15年以上在職者）川尻議員

熊本県町村議会議長会表彰（23年以上在職者）藤井議長・寺本副議長・水口議員

熊本県町村議会議長会表彰（15年以上在職者）川尻議員

議題

- ・報告第1号 会務報告
- ・報告第2号 平成22年度補正予算の報告
- ・認定第1号 平成21年度歳入歳出決算の認定について
- ・議案第1号 平成23年度歳入歳出予算の議決について
- ・議案第2号 熊本県町村議会議長会会則の一部改正について
- ・議案第3号 各郡提出案件の審議（葦北郡は、交通・産業基盤及び農業生産基盤の整備について要望）
- ・議案第4号 宣言
- ・議案第5号 決議・特別決議
- ・協議第1号 実行運動方法協議

3 第4回城南ブロック消防広域化協議会

期日 平成23年2月15日（火）

場所 八代広域消防本部（八代市）

内容 報告 ・市町村議会議長の協議会委員就任状況について

・消防組織について

・消防広域化と消防救急無線デジタル化のスケジュールについて

協議第8号 平成23年度城南ブロック消防広域化協議会事業計画（案）及び予算（案）について

以上については、原案のとおり可決

上記のとおり報告します。

平成23年3月4日

芦北町議会議長 藤井公明

芦町監第38号
平成23年2月7日

芦北町議会議長 藤井公明様

芦北町監査委員 山下生吾
同 古村逸男

例月現金出納検査の結果に関する報告の提出について

地方自治法第235条の2第1項の規定により例月現金出納検査を実施したので、同条第3項の規定により、その結果を下記のとおり提出します。

記

1. 検査の対象

会計管理者の権限に属する現金（歳計現金、一時借入金及び基金並びに歳入歳出外現金）の出納及び保管

2. 検査現在期日

平成23年2月2日

3. 検査実施日

平成23年2月7日

4. 検査の結果及び意見

検査現在期日における歳計現金及び基金並びに歳入歳出外現金（一時借入金なし）の保管状況は、預金通帳、保管現金及び現金保管状況一覧表と照合した結果すべて符合し相違ないこと及び適正に処理されていることを確認した。

また、出納事務については、現金出納にかかる証拠書類及び関係帳表と照合、検査の結果、計数に誤りはなく何ら不正非違の点も見受けられず、すべて適正に処理されていることを認めた。

なお、参考まで検査現在期日における現金の現在高は、次のとおりである。

一般会計・特別会計	歳計現金	920,005,425 円
	一時借入金	0 円
	基金に関する現金	3,776,758,731 円
	歳入歳出外現金	71,256,199 円
	計	4,768,020,355 円
水道事業会計		252,627,585 円

開会 午前10時00分

議長（藤井公明君） おはようございます。

ただいまから平成23年第2回芦北町議会定例会を開会します。

平松君、寺本順一君から欠席届が出ております。

ここで、去る2月14日に御逝去されました故本山教育委員長の生前の御功績を
讃え、御冥福をお祈りし、黙祷いたします。議場内、御起立願います。黙祷。

[黙 祷]

議長（藤井公明君） 黙祷を終わります。御着席ください。

これより本日の会議を開きます。

お手元に配付の議事日程にしたがって会議を進めてまいります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（藤井公明君） 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、15番 寺本
修一君及び1番 坂本君を指名します。

日程第2 会期の決定について

議長（藤井公明君） 日程第2「会期の決定について」を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、先に開催されました議会運営委員会の答申に
より、本日から3月18日までとの答申をいただいております。本日から3月18
日までの15日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から
18日までの15日間に決定しました。

日程第3 諸般の報告

議長（藤井公明君） 日程第3「諸般の報告」を行います。

例月現金出納検査結果及び閉会中に出席した議長の諸般の報告内容はお手元に配
付のとおりです。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4 陳情第19号 石間伏～上木場間連絡道の町道認定に関する陳情

議長（藤井公明君） 日程第4、陳情第19号「石間伏～上木場間連絡道の町道認定

に関する陳情」については、12月議会定例会において、建設経済常任委員会の閉会中の継続審査としております。

それでは、建設経済常任委員長に報告を求めます。草野君。

建設経済常任委員長（草野安道君） おはようございます。

建設経済常任委員長報告を申し上げます。

12月定例会において、当委員会に付託されました陳情1件について、2月24日に担当課出席のもと、詳細に審査を行いましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

陳情第19号、石間伏～上木場間連絡道の町道認定に関する陳情について申し上げます。

本件は、岩間勇治氏ほか15名から提出されたものですが、現在、作業道である当該区間を連絡道及び緊急時の迂回路として活用するため、町道認定を要望するものです。

委員からは、集落間の連絡道や災害時の迂回路としての活用は理解できるが、これまでのように林道の作業道舗装として対応してもらいたいとの意見の一致で、討論もなく、陳情第19号につきましては、全会一致で不採択すべきものと決しました。

以上で、建設経済常任委員会に付託されました陳情第19号の審査経過と結果の報告を終わります。

議長（藤井公明君） 委員長報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤井公明君） 質疑なしと認めます。

陳情第19号について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから陳情第19号を採決します。

お諮りします。委員長報告は不採択です。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第19号は委員長報告のとおり不採択とすることに決定しました。

日程第5 議案第3号 平成22年度芦北町一般会計補正予算（第9号）

議長（藤井公明君） 日程第5、議案第3号「平成22年度芦北町一般会計補正予算（第9号）」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。井上企画財政課長。

企画財政課長（井上民男君） おはようございます。

議案第3号、平成22年度芦北町一般会計補正予算（第9号）について御説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、予算の総額に歳入歳出それぞれ3億8,497万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ109億262万円とするものでございます。

今回の補正につきましては、国の経済対策によります住民生活に光をそそぐ交付金の追加交付2,775万2,000円ほか、お手元に配付をしております資料の内容の欄に財源の内訳を記載をいたしております。

第2条で繰越明許費の補正を、第3条で債務負担行為の補正を行っております。

それでは、補正の内容につきまして、お手元に配付をいたしております資料に基づきまして、歳出の方から御説明をいたします。

資料は2ページになります。

予算書は10ページでございます。

款2総務費、一般管理費の補正額1,290万7,000円は、職員の退職に伴います退職手当組合への特別負担金490万7,000円と、会議室、相談室及び閉庁時の窓口対応の充実のために、宿直室、休養室の改修工事費800万円を計上いたしております。

財産管理費の補正額3億994万4,000円につきましては、老人ホームの売払収入金を財源に、老人措置費の財源といたしまして、社会福祉振興基金に9,342万5,000円、起債の繰上償還の財源といたしまして、減債基金に1,651万9,000円を積み立てるものでございます。

また、まちづくり振興基金積立金につきましては、決算余剰金見込額のうち2億円を今後のソフト事業の財源として積み立てを行うものでございます。

出張所費の300万円は、湯浦出張所とヘルシーパーク利用者の窓口が現在一緒に利用しづらいということから、湯浦出張所の専用窓口を設置するものでございます。

高速交通対策費の325万5,000円は、地方バス運行に係ります産交バスへの地方バス運行等特別対策補助金でございます。

款3民生費、障害者福祉費の1,051万3,000円は、障害者自立支援給付金の実績見込みで増加するため追加をするものでございます。

款4 衛生費、予防費の69万2,000円は、平成21年度新型インフルエンザワクチン接種に係ります国庫補助金を実績に伴い償還をするものでございます。

環境衛生費の19万2,000円は、水俣芦北広域行政事務組合負担金で、火葬場使用料の減に伴いまして負担金を増額するものでございます。

生活排水対策事業費につきましては、予算に変更はございませんが、国から浄化槽設置整備事業に係ります交付金について、一部を前倒しをいたしまして、平成22年度の事業費に充当するため、今回財源の組み替えを行うものでございます。

予算書は11ページになります。

款5 農林水産業費、農業振興費の12万4,000円は、農業経営基盤強化資金利子補給及びかんきつ経営体質強化資金利子補給費補助金で、対象者の追加によるものでございます。

資料は3ページになります。

農道施設事業費の1,000万4,000円は、芦北水俣広域営農団地整備事業、広域農道で事業の前倒しによる負担金の追加でございます。

林業振興費の300万円の減額は、県事業であります低コスト森林施業促進事業補助金の要領改正に伴い、補助金が直接事業主体に交付されることになったため、減額をするものでございます。

款6 商工費、観光費の883万8,000円につきましては、芦北海岸維持管理事業でマリパーク遊歩道の転落防止柵設置に係ります工事費105万円と、観光振興事業で1月の臨時議会で議決をいただきました観光うたせレディース船整備事業につきまして、今回、県の地域元気事業補助金500万円の内示を受けましたので、その財源の組み替えを行っております。

また、大野温泉センターのトイレ通路等の改修及び計石温泉センターボイラーの修繕のための財源といたしまして、町有温泉事業特別会計へ778万8,000円を繰り出しをするものでございます。

御立岬公園費の400万円は、御立岬公園のトイレ4カ所を洋式化するため、改修工事を計上いたしております。

款7 土木費、道路新設改良費の359万9,000円は、町道五本松2号線、これは今度新築をします給食センター進入路になりますけれども、その改良に伴います土地購入費52万4,000円と、単県道路改良事業で県道芦北坂本線ほか7路線に係ります負担金307万5,000円の追加でございます。

予算書は12ページになります。

水防対策費につきましては、予算に変更はございませんが、計石地区排水機場の発電機購入につきまして、工事請負費で対応することとしておりましたが、備品購

入で購入する方が安価に購入ができるということで、今回予算の組み替えを行うものでございます。

款8 消防費、常備消防費の768万8,000円につきましては、水俣芦北広域行政事務組合消防負担金765万9,000円の補正は、先日の全員協議会におきまして御説明を申し上げました理由によりまして補正を行うものでございます。

また、2万9,000円は、県の権限移譲に伴います火薬類取締法に基づく事務負担金の追加でございます。

款9 教育費、教育指導費の70万4,000円は、平成23年度から導入をいたします論語教育のための教師用の論語教育解説書購入費10万5,000円と、生徒用の論語教材印刷費59万9,000円でございます。

資料は4ページになります。

学校管理費の78万7,000円と82万6,000円は、各小中学校の地上デジタルアンテナの配線改修工事の追加でございます。

予算書は13ページになります。

幼稚園費の5万3,000円は、社会保険料の改正に伴い、不足額を補正するものでございます。

公民館費の320万円は、大野公民館の井戸が枯渇をしたため、新たに井戸を掘削するため、工事費220万円と、大野公民館のトイレの洋式化改修のための工事費100万円の追加でございます。

体育施設費の765万3,000円につきましては、岩崎グラウンド側溝等整備工事249万8,000円と、管理事務所設置工事115万5,000円、休憩所等設置工事400万円を追加するものでございます。

款10 災害復旧費、公共土木施設災害復旧費につきましては、予算額に変更はございませんが、測量設計委託料が今回補助対象となったことから、521万3,000円の財源を組み替えるものでございます。

また、乙千屋橋災害復旧工事につきましては、県の河川改良工事により施工することになりましたので、工事請負費8,100万円を負担金補助及び交付金に予算の組み替えを行うものでございます。

次に、歳入について御説明をいたします。

資料は1ページでございます。

予算書は8ページになります。

補正額3億8,497万9,000円でございます。歳入の財源内訳につきましては、国県支出金が障害者自立支援給付費等負担金525万6,000円ほか、合わせまして5,167万5,000円でございます。一般財源につきましては、普通交

付税が1億6,740万3,000円、老人ホーム土地建物売払収入で1億902万円ほか、合わせまして3億3,330万4,000円でございます。

次に、繰越明許費について御説明を申し上げます。

予算書は4ページになります。

追加につきましては、款2総務費の本庁宿直室ほか改修事業7事業で1億4,105万3,000円を補正をいたしております。

また、変更につきましては、款5農林水産業費の芦北町木造住宅建築支援事業ほか5事業につきまして、合わせまして1億9,739万4,000円を追加補正いたしまして、補正後の総額を3億7万円に変更するものでございます。

次に、債務負担行為について説明を申し上げます。

予算書は5ページになります。

今回の補正は、農業関係利子補給事業、対象者の追加がありましたので、平成22年度農業経営基盤強化資金利子補給費補助金で、限度額8万5,000円を設定をいたしております。

以上、一般会計補正予算につきまして御説明をいたしました。御議決いただきますようよろしくお願いいたします。

議長（藤井公明君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。川尻君。

12番（川尻成美君） 国の交付税あるいは補正予算等の財源で大型な予算になっておることは結構なことだというふうに思いますが、その中で湯浦出張所の300万円の件がありますが、当初よりあそこはお客さんとして来られる方が非常に多いということで、出張所を置くのもいろいろ議論された経緯がございまして、今こうした出張所としての機能を効率よく、また適正に行うために、300万円の予算措置が出ております。国の生活に光を何とかという補助金だと思いますけれども、具体的にどのような間取りとか、そういうのはその300万円の中でどのようなふうになっているのか、近隣におる人間として、ちょっとお聞きしたいと思います。

議長（藤井公明君） 井川総務課長。

総務課長（井川良一君） ただいまですね、現在、議員が言われるように、湯浦出張所とヘルシーパークの出入口及び受付窓口は1カ所になっております。そういうことで、各種申請等に来られた方と温泉のお客様が窓口で一緒になるということがあります。そういうことで、出張所窓口に来られる方の中には、納税や生活保護申請等の、他人には知られたくない個人情報をもたれとる方もおられますので、温泉に来られたお客さまがいなくなられるまで待っておられるという状況でございます。

また、土曜・日曜、祝日であっても、温泉を営業しておるために、同様の窓口で

ある出張所も受付事務を行っているという誤解されやすく、お断りした場合に不快感を与えるということでもあっております。そういうことを踏まえまして、今回は出張所業務の受付と温泉の受付入り口を2カ所に分けまして、そしてそれぞれの別々のカウンターで事務処理を行うことによりまして、個人情報の保護を確保するとともに、住民ニーズに対応したやさしいまちづくりを行っていききたいということで、そういうことで間取りを設定をして、入り口が2カ所になっております。

以上です。

議長（藤井公明君） ほかに質疑はありますか。坂本君。

1番（坂本 登君） 10ページの積立金、まちづくり振興基金積立金、御説明でソフト事業ということで積み立ててるということでしたが、住民生活に光をそそぐ交付金というのが2,700万円来てるわけで、基金も大事ですけど、住民生活に光をそそぐという交付金もあることですし、もっと住民要求に基づいた手立て、今からやるために積み立ててるということなんでしょうけど、何かそういう要求に応えるようなあれはなかったんでしょうか。

議長（藤井公明君） 井上企画財政課長。

企画財政課長（井上民男君） ただいまの御質問にお答えをいたします。

まちづくり振興基金2億円をソフト事業の財源として今回積み立てをお願いをするわけです。このまちづくり基金積立金につきましては、あるいろんな事業に活用いたしておりますけれども、その基金もですね、年々、有効活用することによって減っております。その財源措置をするために、今回有効に活用できる基金にですね、振興基金という形で2億円積み立てをさせていただきたいということでございます。要望につきましては、今回までに経済対策で非常に国の方からですね、交付金をいただいております。その度に直接、住民の方に還元できるといいますか、対応できるようなですね、事業を今までにかなりの事業を投入をいたしております。

以上でございます。

議長（藤井公明君） 坂本君。

1番（坂本 登君） 今回、国の方から住民生活に光をそそぐと、もう名称のとおりですね、住民生活に光をそそぐという名称もついてますし、こういったお金をですね、積立基金も本当に大事なんですけれども、やっぱりこの住民の皆さんが要求することに関しては実現できるようにやっていただきたいと、そういうふうを感じたものですから、ちょっとお聞きいたしました。よろしく願いしておきます。

議長（藤井公明君） 井上企画財政課長。

企画財政課長（井上民男君） ただいま議員の、住民に光をそそぐ交付金という話の中でございますけれども、このまちづくり振興基金につきましては、国の交付金で

はございませんで、5年間で積み立てを行っていくという趣旨の基金でございますので、この住民に光をそそぐ交付金の財源を充てているということではございませんので、今後5年間の期間におきまして、積み立てを行っていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

議長（藤井公明君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤井公明君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから議案第3号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第3号は原案のとおり可決しました。

- - - - -

日程第6 議案第4号 平成22年度芦北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）

議長（藤井公明君） 日程第6、議案第4号「平成22年度芦北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。迫本住民生活課長。

住民生活課長（迫本文雄君） おはようございます。

議案第4号、平成22年度芦北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）について御説明いたします。

今回の補正は、事業勘定の歳入歳出予算にそれぞれ1億7,554万4,000円を追加し、総額を34億4,533万9,000円とするものでございます。

歳出から御説明いたします。

8ページをお開きください。

第1款総務管理費の一般管理費74万5,000円は、制度改正に伴う啓発用リーフレット等のほか、被保険者証発送の郵便料です。

同じく、連合会負担金364万1,000円は、レセプトのデータ化に係る国保連合会の改修費用を関係市町村で負担するものです。

第2款保険給付費の一般被保険者療養給付費1,251万9,000円は、インフ

ルエンザ等による給付費が不足するため増額するものです。

同じく、退職被保険者等療養給付費 1,499万9,000円は、被保険者数の増加により、給付費が不足するため増額するものです。

同じく、一般被保険者療養費 149万円は、1人当たり療養費が増加したことにより増額するものです。

同じく、一般被保険者高額療養費 610万円は、過年度分の未請求を勧奨したことにより、請求件数の増加を見込んで増額するものです。

第8款共同事業拠出金の高額医療費共同事業拠出金 320万2,000円は、国保連合会からの本年度拠出額の確定があったことにより増額するものです。

9ページをお開きください。

同じく、保険財政共同安定化事業拠出金 3,284万8,000円は、高額医療費と同様、国保連合会からの確定によるものです。

第10款基金積立金の財政調整基金積立金 1億円は、災害時等の非常事態に備え、療養給付諸費の3カ月分を目途に積み立てるものです。

次に、歳入につきまして御説明します。

6ページをお開きください。

第3款国庫支出金の療養給付費等負担金 683万7,000円は、一般被保険者療養給付費の増加分に対する定率 100分の34の国庫補助金です。

同じく、高額療養費共同事業負担金 80万円は、高額療養費共同事業拠出金の増加分に対する定率 4分の1の国庫補助金です。

同じく、財政調整交付金 364万1,000円は、歳出の第1款で説明しましたレセプトのデータ化の経費に対する交付金です。

同じく、高齢者医療制度円滑運営事業補助金 74万5,000円は、同じく歳出第1款で説明しました制度改正に伴う国庫補助金です。

第4款県支出金の高額医療費共同事業負担金 80万円は、国庫支出金の高額療養費共同事業負担金と同様、定率 4分の1の県補助金です。

同じく、都道府県財政調整交付金 140万7,000円は、国庫支出金の療養給付費等負担金と同様、定率 100分の7の県補助金です。

第5款療養給付費交付金 1,499万9,000円は、歳出の第2款で説明しました給付費の増加に伴うもので、支払基金からの交付金です。

7ページをお開きください。

第7款共同事業交付金の 160万2,000円は、歳出の第8款で説明しました拠出金の増加に伴うもので、国保連合会からの交付金です。

同じく、保険財政共同安定化事業交付金 3,284万8,000円は、共同事業交

付金と同様、国保連合会からの交付金です。

第10款繰越金の1億1,186万5,000円は、不足する財源を前年度繰越金で調整するものです。

以上で説明を終わります。御議決いただきますようよろしくお願いいたします。

議長（藤井公明君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。前田君。

8番（前田徹一君） 1点、お伺いいたします。

インフルエンザの増額ということでしたけれども、現在の状況で、今、芦北町はどうなっているかなと思ひまして、1点だけお伺いいたします。

議長（藤井公明君） 答弁準備のため、暫時休憩します。

休憩 午前10時32分

再開 午前10時33分

議長（藤井公明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。坂本君。

1番（坂本 登君） 財政基金の総額はいくらになるか教えてください。

議長（藤井公明君） ここで暫時休憩します。

休憩 午前10時34分

再開 午前10時35分

議長（藤井公明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。迫本住民生活課長。

住民生活課長（迫本文雄君） 22年度末で5億560万7,130円となります。

議長（藤井公明君） 今のは坂本議員に対する答弁でしたね。前田君の答弁については。もう一度金額を読み上げてください。迫本住民生活課長。

住民生活課長（迫本文雄君） 22年度末の基金で5億560万7,130円です。

議長（藤井公明君） 課長、インフルエンザの状況を聞きたいということですけど。迫本住民生活課長。

住民生活課長（迫本文雄君） すみません。県内しか、ちょっと把握してないんですけど、県内ではですね、合計しまして2,836人となっております。

議長（藤井公明君） ほかに質疑はありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（藤井公明君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから議案第4号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第4号は原案のとおり可決しました。

日程第7 議案第5号 平成22年度芦北町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

議長（藤井公明君） 日程第7、議案第5号「平成22年度芦北町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。迫本住民生活課長。

住民生活課長（迫本文雄君） 議案第5号、平成22年度芦北町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について御説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算にそれぞれ2,000万円を追加し、総額を19億532万7,000円とするものでございます。

歳出から御説明いたします。

7ページをお開きください。

第6款介護保険財政調整基金積立金2,000万円は、介護保険給付費の1カ月相当額を目途に積み立てるものです。

歳入については6ページになります。

前年度繰越金で調整するものです。

以上で説明を終わります。御議決いただきますようよろしくお願いいたします。

議長（藤井公明君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤井公明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから議案第5号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第5号は原案のとおり可決しました。

- - - - -

日程第8 議案第6号 平成22年度芦北町有温泉事業特別会計補正予算（第2号）
議長（藤井公明君） 日程第8、議案第6号「平成22年度芦北町有温泉事業特別会計補正予算（第2号）」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。坂梨商工観光課長。

商工観光課長（坂梨 優君） 議案第6号、平成22年度芦北町有温泉事業特別会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれに778万8,000円を追加し、予算総額を1億1,452万8,000円とするものでございます。

それでは、歳出から御説明いたします。

8ページをお開きください。

款1項1目3節11 需用費336万8,000円については、計石温泉センターの修繕料でございます。内容につきましては、2月中旬、ボイラーの燃焼能力が低下し、浴槽及びシャワーの給湯温度が低下しているため、取り替えを行うものでございます。このボイラーは、平成6年3月開業以来、フル稼働しており、ボイラーの寿命が原因と思われまます。この間、お客さまの対応として、循環ポンプの出力を上げ、給湯を続けております。

次に、大野温泉の款1項1目4節11 需用費32万円、及び節11の工事請負費410万円でございます。まず、需用費の32万円は、源泉送湯ポンプの取り替えでございます。また、工事請負費につきましては、今後、道の駅休憩所整備工事を進めるにあたり、屋外のトイレ通路に天井などの設置を行うための改修工事でございます。

次に、歳入につきましては、7ページにありますとおり、経費のすべてを一般会計繰入金で賄っております。

以上、御説明いたしました。御議決いただきますようよろしくお願いいたします。

議長（藤井公明君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤井公明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから議案第6号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第6号は原案のとおり可決しました。

ここで休憩を取りますが、住民生活課の方で県内を答弁されましたが、前田君は町内のインフルエンザの状況を尋ねたと思いますので、その答弁できますか。

住民生活課長（迫本文雄君） 調べてみます。

議長（藤井公明君） そうですか。じゃあできた時点で。

前田君。管内はわかるということで、町内は今のところはまだわからないということですが、管内でいいですか。

8番（前田徹一君） はい。

議長（藤井公明君） では、管内の方の報告をお願いします。迫本住民生活課長。

住民生活課長（迫本文雄君） 大変失礼しました。水俣保健所管内で106人となっております。失礼します。

議長（藤井公明君） ここで暫時休憩します。

- - - - -
休憩 午前10時43分
再開 午前10時50分
- - - - -

議長（藤井公明君） 休憩前に続き、会議を開きます。

答弁の申し出がっております。迫本住民生活課長。

住民生活課長（迫本文雄君） 大変失礼しました。インフルエンザの件につきましては、この予算に積み上げたものは、インフルエンザが特徴ということで、その他のいろんな疾病の状況においても積み上げております。それと、インフルエンザにつきましては、先ほど申しました数字は、学校等に係るものでございまして、管内、町内、なかなか把握することが難しゅうございまして、今のところ、ちょっと掴んでいる状況ではございません。

以上です。

日程第9 平成23年度施政方針と予算大綱説明

議長（藤井公明君） 日程第9「平成23年度施政方針と予算大綱説明」を求めます。

竹崎町長。

町長（竹崎一成君） おはようございます。

まず冒頭に、先日、63歳という若さで急逝されました芦北町教育委員長、故本山嵩様の御冥福を改めて心よりお祈り申し上げます。

さて、本日、平成23年第2回芦北町議会3月定例会を召集申し上げましたところ、議員各位には年度末等で何かと御多忙な中、御出席を賜り、ありがとうございました。

それでは、平成23年第2回芦北町議会定例会の開催にあたり、町政運営の基本的な考え方と予算の大綱について説明申し上げます。

平成17年1月に新「芦北町」が誕生してから丸6年が経過しました。これまで人にやさしい政治をモットーに、安全・安心のまちづくりを目指し、町民の皆様からの助言や提言等を政策に反映し、地域間競争に打ち勝つ、足腰の強い魅力ある町づくりを推進してまいりました。その間、議員各位をはじめ、町民の皆様、そして関係機関の方々に温かい御理解と御協力を賜り、お陰をもちまして、町政が順調に進展しておりますことに対しまして、衷心より厚く御礼申し上げます。

本町においては、これまでの行政改革の取り組みを継続しながら、必要な事業については効率的・重点的な実施に努め、健全財政を堅持するとともに、中長期的な視野に立った財政運営を推進してまいりました。

芦北町のまちづくりは、芦北町総合計画において、「個性の光る活力あるまちづくり」を基本理念とし、「すべては21世紀を担う子どもたちのために」をテーマに、郷土愛を育み、誇ることでできるまちづくりを実現するため、6つの目標を掲げ、各種施策を展開しております。後期5カ年間の計画が着実に実施できるよう、計画の適正な管理及び進捗状況の把握に努めてまいります。

平成23年度一般会計予算総額は、前年度当初予算比3.3%増の97億6,400万円を措置しました。

まず、財源の主なものを申し上げます。町民税につきましては、個人住民税及び法人町民税を併せた税額は、平成22年度当初予算より3,125万4,000円の減額を見込んでおります。

また、固定資産税につきましては、課税免除額の減少により、平成22年度当初予算より6,082万9,000円の増額を見込んでおります。

このようなことから、平成23年度の町税は3,026万2,000円増で、総額14億9,742万9,000円を見込んでおります。

地方交付税は、0.7%減の43億7,000万円を見込んでおります。

町債は、普通交付税の振り替え分として、臨時財政対策債を4億4,630万円措置しておりますが、借入総額は元金償還額の範囲内である9億7,920万円にとどめ、後年の財政負担に配慮しております。

以下、平成23年度当初予算案に盛り込みました施策の概要について、総合計画に定めた6つの柱ごとに具体的な取り組みを述べさせていただきます。

まず、「魅力的な地域づくりについて」であります。ふるさとづくり基金運用事業により、魅力的な地域を創造する人材育成を図るとともに、まちづくり団体への活動支援を行ってまいります。また、定住促進を図るため、引き続き結婚支援に関する事業を進めてまいります。

生涯学習の充実では、町民講座や平成生き生き大学、音楽祭等を開催し、多くの町民が参加することで、心豊かな社会の実現を目指します。

星野富弘美術館は、心の教育に資する施設として、開館5周年記念原画展や常設展及び公募展を開催するとともに、より多くの方々に生きる勇気と感動を与え、親しまれる施設を目指します。また、昨年暮れの寄附金、心の基金につきましては、専門委員会を設置し、有効的な活用法を考えてまいります。

次代を担う子どもたちの健全な心身発達の一助に資するため、子ども講座、子ども体験学習等を開催するとともに、放課後子ども教室推進事業及び学校支援地域本部事業を引き続き実施し、子どもの安全で安心な活動拠点整備を図ってまいります。

みんなが主役のまちづくりを推進するため、まちづくり支援事業を引き続き実施するとともに、花を活かして生活環境の向上を図るため、まちづくり支援花苗等配布事業を進めてまいります。

一方、芦北町の情報発信については、広報あしきた、まちだよりやホームページなどで情報を提供するとともに、パブリックコメント、町民意見の募集制度を活用し、広く意見を求めるとともに、町民との協働のまちづくりを推進してまいります。

男女共同参画事業については、計画に基づき、社会における男女間の機会不均衡や待遇格差などの解消に向け、その推進を図ってまいります。

次に、「人にやさしい快適なまちづくりについて」であります。

保健事業については、健康づくり教室や健康セミナーを開催し、受診率を高め、自分の健康は自分で守るという住民の健康に対する意識づけを図ります。

予防接種については、従来の予防接種に加え、平成22年度は他に先駆けて、子宮頸がん予防接種を実施しました。平成23年度も引き続き継続するとともに、新たにb型インフルエンザ菌ヒブワクチン予防接種、肺炎球菌予防接種を実施します。さらに、腹部超音波検査及び乳がん検診については、30歳以上の対象年齢を20歳以上に拡充します。

介護施設の支援では、グループホーム4施設のスプリンクラー整備を行います。

高齢者福祉については、各種在宅福祉サービスと行政・高齢者福祉施設・地域住民の連携による支援体制の充実を図ります。なお、老人ホームにつきましては、平

成 2 3 年度からの民営化が決定し、4 月 1 日から社会福祉法人「慈友会」が運営します。

障害者福祉については、法改正により、低所得者の利用者負担が無料化されるなど、利用者がサービスをより受けやすい体制が整うこととなります。

社会福祉については、地域福祉計画に基づき、全町にわたり災害時における要援護者への図上訓練を地域住民とともに取り組んでまいります。

また、環境・福祉モデル地域づくり推進事業として、(仮称)女島活力推進センター建設を平成 2 3 年度に着工し、平成 2 4 年度の完成を目指します。

児童福祉については、次世代育成支援行動計画に基づき、認可外保育施設運営費や学童保育の充実とともに、子ども手当の支給、保育所運営費に対する措置及び子ども医療等、子育て支援を図ります。

防犯・防災対策については、近年、子どもや老人等が犠牲となる痛ましい事件が全国各地で発生しており、犯罪を未然に防ぎ、併せて災害時の初動体制を強化するため、関係機関との連携を強化する中で、安全・安心なまちづくりに努めてまいります。

水防対策については、平成 2 2 年度に引き続き、湯北地区強制排水施設の工事を実施します。また、花東地区においては、排水解析業務並びに排水対策工事設計業務を委託し、浸水被害の解消を目指します。

急傾斜地崩壊対策事業分担金については、地元の負担を軽減し、事業の推進を図るため、地元分担金の率を大幅に軽減しました。

消防体制については、常備消防の支援を行うほか、昼間の消防力が低下していることを踏まえ、平成 2 2 年度から新たに機能別団員制度を導入しており、さらなる充実を図ります。また、積載車の更新など、施設・整備の強化も引き続き図ってまいります。

飲料水供給施設事業については、生活用水の確保と文化的生活の向上を図るため、補助事業を引き続き実施します。

生活排水対策については、浄化槽設置の推進を柱に積極的な取り組みを行います。

ごみ処理対策については、清掃センター業務の一元化により、新たに芦北町清掃センターとしてスタートしました。平成 2 3 年度は新施設での効率的な業務体制を確立し、さらなるリサイクル率の向上とごみの減量化を図ります。また、生ごみ処理機、ごみ収容器設置等に対する補助を引き続き実施します。

公営住宅については、湯南団地の外壁屋根改修等を引き続き実施し、環境整備を図ります。また、老朽化した住宅の更新と併せて、公営住宅等長寿命化計画の策定を行います。

次に、「生きがいある働き場づくりについて」であります。

芦北町の基幹産業である農林水産業は、戸別所得補償制度の本格実施に加え、T P P参加が検討されるなど、大きな転換点を迎える年になると思われま

ず、平成23年度から行う新たな取り組みとしては、農林水産業をテーマとしたまちづくり支援事業やふるさと雇用再生特別基金事業を創設して、6次産業化の推進や雇用対策を行います。

中山間地域等直接支払制度については、平成22年度から3期対策が開始され、31の集落が取り組むこととなりましたので、積極的に支援を行い、耕作放棄地の拡大防止や集落営農の組織づくりにつなげてまいります。

農業基盤の整備については、広域農道をはじめ、中山間地域総合整備事業や芦北地区排水対策特別事業などを着実に推進します。

果樹については、昨年、選果場が統合され、マルタブランドの維持に目途がつけましたので、これまでも増して高品質果実生産のため、優良品種の改植事業や施設化等を推進してまいります。

畜産につきましては、あしきた牛銘柄確立のため、放牧事業など、従来の事業を継続します。

農業従事者の高齢化、耕作放棄地、鳥獣害等の問題については、それぞれ積極的な対策を実施します。

林業については、間伐促進事業や木造住宅支援事業などを実施し、川上、川下に配慮した一体的な対策に取り組めます。

漁業振興については、昨年から芦北漁協が取り組んでいますクマモトオイスターの養殖試験を継続することをはじめとして、放流事業や浮き棧橋設置、防波堤修繕工事などを実施します。

牛の水漁港の整備については、京泊地区から女島埋立地へつながる道路の整備工事に着手することになります。

その他、農道や林道の舗装事業、かんがい排水事業など、町単独事業については、事業内容を見直した上で、受益者の要望に応じてまいります。

一方、農業委員会については、平成21年度の農地法改正により、その役割が質・量ともに増加していますので、事務量の増加に的確に取り組める体制を整備し、耕作放棄地対策や農地の利用集積などに取り組めます。

なお、新たな取り組みとして、復元が困難な耕作放棄地は、非農地化への事務手続きを進めることとしました。

商工業振興事業については、平成23年度も町内の中小企業者に対し、各種の資金制度を活用し、育成に努めるとともに、商工業振興補助金並びにプレミアム付商品

券発行補助金を措置し、商工業の振興を図ります。

特産品開発につきましては、平成23年度も引き続き国立大学法人佐賀大学との共同研究を継続し、御立岬温泉水を使った塩づくりのための調査、研究に取り組んでまいります。

企業誘致については、女島埋立地の活用と旧国民年金健康保養センターの再利用を目的として、関係機関と連携を図りながら、県内外への企業誘致活動を進めてまいります。

また、雇用対策として、離職者等への就業の機会を提供する雇用対策事業を引き続き実施します。

観光振興事業については、九州新幹線全線開業に伴い、観光資源のPRと歴史・文化を加えた新たな観光ルート開発に努め、観光の振興を図ります。特に、芦北町を代表する観光うたせ船については、観光協会、観光うたせ船組合と連携し、春と秋の特別キャンペーンの開催や修学旅行の誘致に取り組んでまいります。観光イベントとして、御立岬ビーチサッカーフェスティバルやビーチバレーインくまもと大会、うたせマラソン大会など、町を代表するイベントを引き続き開催するとともに、平成23年度は全国ビーチサッカー大会を御立岬海水浴場に誘致し、新たな交流人口の増加を目指します。また、本町観光の中核施設である御立岬公園と御立岬温泉センターについては、施設の活用を促進するとともに、運営の強化を図ります。

芦北海浜総合公園については、通年の利用者獲得に向け、花公園の整備に取り組んでまいります。

次に、「豊かな心の人づくりについて」であります。新学習指導要領に伝統的な言語文化の指導が盛り込まれたことを受け、芦北町教育理念「温故創新」の下、人としての生き方、あり方について書かれた論語の素読を導入し、徳育の推進を図ってまいります。

また、社会問題となっているいじめや不登校問題などに対処するため、スクールカウンセラーや心の教室相談員を活用し、早期発見・早期解決に努めてまいります。

さらに、特別支援教育では、学習支援を必要とする児童・生徒が自立するための教育的ニーズに応え、引き続き非常勤職員を配置し、生活や学習上の困難を改善、克服する手立ての充実を図ります。

学校教育の充実に向けては、電子黒板や校務用パソコンなどのICT機器の活用支援を引き続き行います。

また、平成24年度から始まる武道の必修化に先立ち、本町においては礼節を重んじる態度を養成するため、平成23年度から空手道を導入し、特色ある教育の推進を図ります。

学校給食センターにおいては、安全・安心な給食を提供するため、衛生管理に優れたドライ方式の学校給食共同調理場の建設を行います。

国際社会で活躍できる人材の育成に向けては、引き続き英語指導助手を3名配置するとともに、生徒の英語検定料を引き続き助成し、英語教育を推進してまいります。

スポーツの振興については、町体育協会や総合型地域スポーツクラブ等の団体を支援するとともに、青少年の社会体育クラブや九州・全国大会出場者に引き続きスポーツ振興補助金を交付します。また、本年9月には第66回熊本県民体育祭水俣葦北大会が開催されることに伴い、競技施設の整備を行い、心に残る大会になるよう準備を進めてまいります。

学術、文化活動の推進と文化財の保存については、佐敷城跡観月会を継続して開催し、町民の芸術・伝統文化に対する理解と感性を育むとともに、本町の貴重な文化財である国史跡佐敷城跡のさらなる保存と活用を図るために、保存活用計画を策定します。

また、町内に存在している各文化財は、歴史・文化を考える上で、先人から受け継いだ貴重な遺産であり、適正な維持管理に努めるとともに、広く町民に周知するため、歴史講座を開設します。

国際交流については、新たに外国人をより積極的に活用し、かつ主体性をもたせた事業展開を図るため、国際交流員を配置し、より身近な国際化施策を進めてまいります。

また、国際化の推進力となる人材育成を目的に、英国派遣事業を実施するとともに、芦北町国際交流協会の活動を積極的に支援することで、カンボジアに学校を贈る運動に代表される国際協力・貢献事業を促進してまいります。

次に、「生活を支える基盤づくりについて」であります。

交通ネットワークの整備については、南九州西回り自動車道田浦・芦北両インターチェンジを核として、有機的に連結させる道路網の整備促進を図ります。

町道については、必要な整備を図ってまいります。

県道関係では、芦北坂本線、球磨田浦線の改良工事負担金を措置し、さらなる整備促進を図ります。なお、二見田浦線、田浦港線につきましても、早期完了を強く要望してまいります。

国道3号については、平成22年度から国土交通省が御立岬入り口交差点の右折レーン設置工事を進めており、町も一体となり、平成23年度の完成に向け対応してまいります。

地籍調査事業については、全体事業の早期完了に向け、継続して事業の推進を図

ってまいります。

環境保全対策については、広報、巡視活動による不法投棄の防止、地球温暖化防止のための温室効果ガス削減に向けた取り組み等を引き続き実施します。

また、クリーンエネルギーの導入促進対策として、本年も住宅用太陽光発電システム設置に対して補助を行います。

また、水俣病関連については、水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法に基づき、平成22年5月1日から全面救済に向けて申請受付が開始されておりますので、引き続き相談窓口を設置し、適切に対処するとともに、水俣病に対する理解を深めるために、独自の情報発信事業を行います。

路線バス対策については、平成23年度からは新たにスクールバスによる古石線、長崎線、大野線の3路線を運行し、高齢者等の通院、買い物等、交通弱者の移動手段の確保に努めてまいります。

肥薩おれんじ鉄道は、厳しい経営状態が続いておりますが、今後も沿線自治体や関係機関との連携に努め、利用促進を図ってまいります。

肥薩おれんじ鉄道佐敷駅跨線橋整備につきましては、鉄道利用者や佐敷駅を中心とした東西交通の利便性向上と災害緊急時の避難所であるしろやまスカイドームへのアクセス通路として整備を行います。

次に、「効率的な行政組織づくりについて」であります。

平成22年3月に策定しました第2期芦北町行政改革大綱に基づき、計画的な行財政運営を推進してまいります。

人事評価制度は、平成22年度から本格的な運用に入っており、引き続き評価者及び職員研修を実施し、適切な人事管理に努めてまいります。また、職員の資質向上につきましても、芦北町人材育成基本方針に基づき、各業務に関する一般的な研修等に加え、接遇実践教育研修を引き続き実施してまいります。

戸籍・住民基本台帳等の窓口業務については、個人情報の保護に留意しながら、適正な事務処理に努めます。

住民票等の交付申請手続きについては、簡素化の取り組みとして、申請書様式の見直しを進めてきたところです。また、ふれあいカードの利用については、平成23年度から新規のカード交付時の御負担をお願いすることとなりますが、自動交付機の利用時間を延長し、利便性の向上を図ってまいります。

住民基本台帳法の改正による外国人の住民基本台帳への登録については、住民基本台帳システムの改修を行います。また、県から事務・権限が移譲される旅券、パスポートの申請受付・交付等に関する事務を平成23年10月から実施してまいります。

また、国民年金事務については、適正な年金給付が実施されるよう努め、また毎月の年金相談を引き続き支援するとともに、平成23年度から町民への情報提供とサービス向上のため、新たな取り組みとして、自らの年金記録をいつでも確認できるねんきんネットのサービスを日本年金機構と協力・連携し進めます。

次に、特別会計について申し上げます。

国民健康保険事業については、32億6,690万円を措置しました。平成23年度も引き続き、生活習慣病予防に重点をおいた特定健診、特定保健指導に取り組み、被保険者の健康保持を図ることとしています。

また、医療費の抑制を図るため、重複受診者や頻回受診者を訪問し、日常生活指導や受診指導及び服薬指導等を行う新たな医療費適正対策を実施します。

吉尾温泉診療所については、6,280万円を措置しました。新たに直営診療所運営協力委員会を設置し、今後の地域医療の方向性やへき地医療施設としての役割について検討してまいります。

診療体制については、平成23年度も引き続き、へき地支援機構との連携により、週3回診療を確保するとともに、常勤医師の確保に向けた取り組みを行ってまいります。

老人保健事業については、平成20年度から後期高齢者医療事業へ移行し、残された事務を行ってききましたが、平成22年度で事業は終了します。

介護保険事業については、19億3,730万円を措置しました。今後も地域包括支援センターや社会福祉協議会を中心として、地域支援事業を実施してまいります。

簡易水道事業については、7,620万円を措置しました。水道水の安全かつ安定的な供給を図るため、引き続き老朽化した施設の更新と耐震化を進めます。

また、海浦地区については、水源能力の低下を補うため、上水道からの水補給を検討するための計画設計を実施します。

農業集落排水事業は、2億1,820万円を措置しました。施設の計画的な修繕と適正な維持管理に努めるとともに、活性酵素を利用した汚泥減量化や移動脱水車による汚泥脱水処理により、汚泥の搬出コスト削減に引き続き取り組んでまいります。

生活排水処理事業については、維持管理費として5,730万円を措置しました。浄化槽からの放流水の状態に応じた効率的な管理を行い、引き続き経費削減に努めてまいります。

町有温泉事業については、1億1,250万円を措置しました。町内施設においては、おもてなしの接客と施設衛生管理に努め、安全で安心な施設管理と増客を目

指します。

湯浦温泉センターについては、施設の老朽化に伴い、改築に向けた基本設計業務委託を行います。

また、大野温泉センターについては、利用客の増加を目的に、道の駅登録を目指します。

奨学資金貸付事業については、2,870万円を措置しました。

後期高齢者医療事業については、2億5,220万円を措置しました。新規事業として疾病の早期治療、重症化の防止及び健康の保持のため、75歳以上の方が人間ドックを受診した場合、1人当たり4万円を助成します。

後期高齢者医療制度については、平成25年度以降の廃止の方向が打ち出されていますが、町民の方々が混乱を招くことがないように、適切な事務処理に努めてまいります。

公営企業会計である水道事業については、3億918万1,000円を措置しました。水道水の安全かつ安定的な供給を図るため、老朽化した配水池や配水管等の更新と耐震化を進めてまいります。

また、水道施設上水道、簡易水道の運転管理については、民間委託を推進し、さらなる経営の効率化に努めてまいります。

以上、一般会計、特別会計及び水道事業会計を合わせた平成23年度の予算総額は、160億8,528万1,000円となっております。

終わりに、今後も厳しい財政状況が予想される中で、いかに質の高いサービスを提供できるかを主眼におき、行政運営を行ってまいります。何卒、御理解と御協力を賜りますように心からお願いを申し上げます。

議長（藤井公明君） 町長の説明が終わりました。

- - - - -

日程第10	議案第7号	平成23年度芦北町一般会計予算
日程第11	議案第8号	平成23年度芦北町国民健康保険事業特別会計予算
日程第12	議案第9号	平成23年度芦北町介護保険事業特別会計予算
日程第13	議案第10号	平成23年度芦北町簡易水道事業特別会計予算
日程第14	議案第11号	平成23年度芦北町農業集落排水事業特別会計予算
日程第15	議案第12号	平成23年度芦北町生活排水処理事業特別会計予算
日程第16	議案第13号	平成23年度芦北町有温泉事業特別会計予算
日程第17	議案第14号	平成23年度芦北町奨学資金貸付事業特別会計予算
日程第18	議案第15号	平成23年度芦北町後期高齢者医療事業特別会計予算
日程第19	議案第16号	平成23年度芦北町水道事業会計予算

日程第 20 議案第 17 号 芦北町収入印紙等購入基金条例の制定について

議長（藤井公明君） 日程第 10、議案第 7 号「平成 23 年度芦北町一般会計予算」から日程第 20、議案第 17 号「芦北町収入印紙等購入基金条例の制定について」までは、先の議会運営委員会で一括議題とし、委員会付託する旨の答申がっておりますので、会議規則第 36 条の規定により一括議題とします。

ただいま一括議題としました議案については、先ほどの日程第 9「平成 23 年度施政方針と予算大綱説明で町長の説明もあり、また先の議会運営委員会において委員会付託する旨の答申がっておりますので、会議規則第 38 条第 2 項の規定により、提案理由の説明を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、一括議題の議案は、提案理由の説明を省略することに決定しました。

これから、一括議題の議案に対し質疑を行います。先の議会運営委員会において、委員会付託の申し出がっております。質疑はあくまで総括的かつ大綱にとどめるよう求めます。

それでは、質疑に入ります。質疑はありますか。川尻君。

12 番（川尻成美君） 3.3%の増でございますが、町長の見解をお聞きしたいんですが、政府与党のマニフェストに掲げています政策の中で、目玉と称して、今、国会でも議論がなされておる一つとして、子ども手当のことが予算計上されております。昨年度からあったわけですがけれども、今回は昨年度と比べてみますと、交付金が 2 億 9 18 万 4,000 円、昨年は 1 億 5,921 万円で、4,997 万 4,000 円、約 5,000 万円ほど交付金が、この子ども手当の支給額の制度によって加算されておりますが、扶養費として子どもたちに支給するにあたっての歳出によりましては、3 億 3,744 万円が措置されております。昨年度は 2 億 7,863 万 5,000 円で、差額が持ち出し分が 5,840 万 9,000 円が持ち出しなんです。そうしますと、差額が 8 43 万 5,000 円になっております。要するに多く町が負担するような計算に、私は計算したんですけれども、これをどうこうは言いませんが、今、新聞、テレビで、相当、市町村もこれに対しては議論がなされております。予算措置としては、通る見込みでこういう措置されたと思うんですが、熊本県の県議会の代表質問等でも修正をしたり、負担を拒否するというようなこともあるわけですがけれども、この子ども手当に対する町長の見解をお聞きしたいというふうに思いますが、いかがですか。

議長（藤井公明君） 竹崎町長。

町長（竹崎一成君） 子ども手当につきましては、それぞれ評価が分かっているよう

であります、国の方針でありますので、本町としては肅々とその方針に従って予算措置を進めてまいります。

議長（藤井公明君） 川尻君。

12番（川尻成美君） この子ども手当てに対するですね、賛否両論の費用といいますが、ございますが、こうした多額な金が現金として支給されるわけであって、制度としてはですね、高額八百何十万円はもうやらないとか、今議論中でありますけれども、町長としてこの制度についてですね、ちょっと言いにくいかもしれませんが、保守本流の長とはというような、私は認識を町長もっております。私もそれにはですね、ちょっと疑問を政権与党のですね、この手当てには疑問をもつ一人でありますので、町長のトップとしての考えをお聞きしたい。

議長（藤井公明君） 竹崎町長。

町長（竹崎一成君） 賛否相半ばする私も心境でありますので、御理解をいただきたいと思います。

議長（藤井公明君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤井公明君） これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております日程第10、議案第7号「平成23年度芦北町一般会計予算」から日程第20、議案第17号「芦北町収入印紙等購入基金条例の制定について」までは、お手元に配付しております議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託することに決定しました。

各常任委員会において、慎重な審査を実施され、その結果を最終日の本会議で各常任委員長から報告願います。

- - - - -

日程第21 議案第18号 芦北町情報公開条例の一部を改正する条例の制定について

議長（藤井公明君） 日程第21、議案第18号「芦北町情報公開条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。井川総務課長。

総務課長（井川良一君） 議案第18号、芦北町情報公開条例の一部を改正する条例の制定についてを御説明申し上げます。

情報公開に伴う開示手数料については、手数料条例に定めるところであり、情報公開に関する公文書の閲覧については200円、情報公開に関する公文書の写しの交付については20円の手数料を徴収しているところであります。

現在、県内の自治体でこのように手数料を徴収しているのは、本町と津奈木町だけであり、情報公開の趣旨に鑑み、本条例の規定に基づく公文書の開示に係る手数料を無料とするため、条例を改正するものでございます。なお、公文書の写しの交付に係るコピー代、郵送料等の実費については、負担していただくこととしております。

改正の内容でございますが、第16条の規定をすべて改め、この条例の規定に基づく公文書の開示に係る手数料は無料とする。ただし、公文書の写しの交付を受けようとする者は、当該写しの交付に必要な経費を負担しなければならないとするものでございます。

附則として、この条例は平成23年4月1日から施行するものです。

以上、御説明いたしました。よろしく願いいたします。

議長（藤井公明君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤井公明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから議案第18号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第18号は原案のとおり可決しました。

- - - - -

日程第22 議案第19号 芦北町手数料条例の一部を改正する条例の制定について

議長（藤井公明君） 日程第22、議案第19号「芦北町手数料条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。井川総務課長。

総務課長（井川良一君） 議案第19号、芦北町手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを御説明申し上げます。

まず、印鑑登録とふれあいカードについての改正です。現在、印鑑登録に係る手

数料は、本手数料条例により無料となっておりますが、このとき発行されたふれあいカード、印鑑登録証を破損などにより再交付する場合は、300円の手数料を徴収しております。紛失した場合、新たに印鑑登録を行った後の発行となるため、新規発行と同様に無料であります。

今回、印鑑登録時に新規にふれあいカードの発行を行う場合も、再交付のときと同様にカードを発行するものであることから、カードの実費分として300円を徴収することとするものです。

次に、情報公開に関する公文書の閲覧及び写しの交付についてです。議案第18号で御説明いたしましたとおり、芦北町情報公開条例の規定に基づく公文書の開示に係る手数料を無料とすることから、情報公開に関する公文書の閲覧及び情報公開に関する公文書の写しの交付についての規定を削るものです。

なお、改正の内容は、別表中、印鑑登録の項を削り、ふれあいカードの再交付の項をふれあいカード（印鑑登録証）の交付1件につき300円、及びふれあいカード（印鑑登録証）の再交付1件につき300円に改め、情報公開に関する公文書の閲覧及び情報公開に関する公文書の写しの交付の項を削るものです。

附則として、この条例は平成23年4月1日から施行するものでございます。

以上、御説明いたしました。よろしく願いいたします。

議長（藤井公明君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。坂本君。

1番（坂本 登君） 公文書の閲覧と写しの交付の値段設定は、どこから設定したんですかね。

議長（藤井公明君） 井川総務課長。

総務課長（井川良一君） ただいまの坂本議員の質問にお答えします。

再交付の額と合わせております。

議長（藤井公明君） 坂本君。

1番（坂本 登君） 写しはコピー代と理解しているんですけど、10円ではいかなのですか。

議長（藤井公明君） 井川総務課長。

総務課長（井川良一君） そのとおりですね、場所を削るとしてあります。よろしく願いいたします。

議長（藤井公明君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤井公明君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから議案第19号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第19号は原案のとおり可決しました。

- - - - -

日程第23 議案第20号 芦北町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議長（藤井公明君） 日程第23、議案第20号「芦北町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。永田教育課長。

教育課長（永田光洋君） 議案第20号、芦北町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

現在、芦北幼稚園園長の報酬は、週3日勤務を前提として定めておりますが、昨今の幼児教育の多様化等に対応すべく、今回、週5日の勤務を要することから、今回、月額報酬を現行の12万6,300円から18万4,000円に改定するものでございます。

附則としまして、この条例は平成23年4月1日から施行するものでございます。提案理由につきましては、記載のとおりでございます。

以上で説明を終わります。御議決いただきますようよろしくお願いいたします。

議長（藤井公明君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤井公明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから議案第20号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第20号は原案のとおり

り可決しました。

日程第 2 4 議案第 2 1 号 芦北町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定に
ついて

議長（藤井公明君） 日程第 2 4、議案第 2 1 号「芦北町国民健康保険条例の一部を
改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。迫本住民生活課長。

住民生活課長（迫本文雄君） 議案第 2 1 号、芦北町国民健康保険条例の一部を改正
する条例の制定について御説明申し上げます。

今回の改正は、国の少子化対策に基づく健康保険法施行令の一部改正に伴い、出
産育児一時金の支給額を現行 3 5 万円から 3 9 万円に増額する改正です。

なお、この取り扱いにつきましては、平成 2 1 年 1 0 月 1 日から平成 2 3 年 3 月
3 1 日までの出産に対する時限措置としまして実施されていたものを本則において
改めるものでございます。

附則の 1 項で施行期日を、2 項で経過措置をうたっております。

以上で説明を終わります。御議決いただきますようよろしくお願いいたします。

議長（藤井公明君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤井公明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから議案第 2 1 号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 2 1 号は原案のと
おり可決しました。

日程第 2 5 議案第 2 2 号 芦北町立公園条例の一部を改正する条例の制定について
議長（藤井公明君） 日程第 2 5、議案第 2 2 号「芦北町立公園条例の一部を改正す
る条例の制定について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。大岩福祉課長。

福祉課長（大岩憲治君） 議案第 2 2 号、芦北町立公園条例の一部を改正する条例の

制定について御説明申し上げます。

宮浦児童公園の現行の宮浦45番地は、芦北町指定文化財の史跡指定地域内であり、遊具の移設に伴う児童公園を、隣接の町有地宮浦50番地5に移転を行いましたことから、条例を一部改正するものでございます。

附則としまして、この条例は公布の日から施行いたします。

なお、提案理由は記載のとおりであります。よろしく願いいたします。

議長（藤井公明君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤井公明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから議案第22号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第22号は原案のとおり可決しました。

日程第26 議案第23号 芦北町県営急傾斜地崩壊防止工事分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について

議長（藤井公明君） 日程第26、議案第23号「芦北町県営急傾斜地崩壊防止工事分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。竹田建設課長。

建設課長（竹田茂幸君） 議案第23号、芦北町県営急傾斜地崩壊防止工事分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを説明いたします。

内容としましては、国庫補助事業大規模1.5%、国庫補助事業普通3.0%から6%、単県補助事業5%等、それぞれ異なる負担率を0.25%に統一し、受益者負担の軽減と公平化を図る内容とするものです。

附則としまして、1、この条例は平成23年4月1日から施行する。2、この条例の施行の際、現に改正前の芦北町県営急傾斜地崩壊防止工事分担金徴収条例第3条の規定により、納入義務者から徴収する分担金の総額については、なお従前の例にするといたします。

提案理由については、掲載のとおりでございます。

以上で説明を終わります。御議決のほど、よろしくお願い申し上げます。

議長（藤井公明君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。川尻君。

12番（川尻成美君） 受益者といいますか、大変軽減措置は工事がしやすいというふうに思いますが、この急傾斜のまだやらなければいけない地域ですよね、それはどのくらいあるんですかね、今からの問題で。

議長（藤井公明君） 竹田建設課長。

建設課長（竹田茂幸君） 必要とされる場所は、10カ所以上あると考えておりますけれども、ただ負担金もあることから、手が挙っているところは23年度で6カ所でございます。

議長（藤井公明君） 川尻君。

12番（川尻成美君） やはりこれは災害対策の一環でもありますので、こういうのは早くですね、こういう地域の方々に同意をいただいでですね、もう国の単県とか、国の事業でもありますけれども、早く完了するように切望するものでありますので、アピールをされた方がいいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

議長（藤井公明君） 竹田建設課長。

建設課長（竹田茂幸君） 今回の条例改正と併せまして、この内容あるいはこの率の変更、まちだより等で周知を図りたいと考えます。

以上でございます。

議長（藤井公明君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤井公明君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから議案第23号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第23号は原案のとおり可決しました。

- - - - -

日程第27 議案第24号 芦北町薩摩街道佐敷宿交流館の指定管理者の指定について

議長（藤井公明君） 日程第27、議案第24号「芦北町薩摩街道佐敷宿交流館の指

定管理者の指定について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。井上企画財政課長。

企画財政課長（井上民男君） 議案第24号、芦北町薩摩街道佐敷宿交流館の指定管理者の指定について御説明を申し上げます。

本案は、本年3月31日をもって、現在指定をしております佐敷地区街並み保存会への指定期間が満了を迎えます。4月以降の指定管理者について、新たに指定する必要がございますので、地方自治法の規定により提案をするものでございます。

施設の名称、芦北町薩摩街道佐敷宿交流館。指定管理者、住所、熊本県葦北郡芦北町大字佐敷519番地、名称、佐敷地区街並み保存会、代表者、会長 城戸喜久生。指定の期間でございますけれども、平成23年4月1日から平成24年3月31日までの1年間としております。

指定管理者の候補選定につきましては、芦北町公の施設に係る指定管理者の手続き等に関する条例第5条に基づき施設の設置目的、管理体制を考慮して、公募によらない方法で佐敷地区街並み保存会を選定をしております。

なお、本案につきましては、2月10日に開催されました芦北町指定管理候補者選定委員会を経て提案をいたしております。

提案理由については、記載のとおりでございます。

以上、説明を終わります。御議決いただきますようよろしくお願いいたします。

議長（藤井公明君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。川尻君。

12番（川尻成美君） これは統一するために、この期間は1年にされたというふうに思いますが、それはそれとしてですね、唯一、管理運営費をもらっていない指定管理者ですよね。中身としてわかっておられれば御報告いただきたいのが、この管理費等について、大体どれくらい要するのか、そして、使用料手数料というのはどれだけあるのか、そのバランスはどうなのかというのがありますが、いかがでしょうか、わかれば御報告ください。

議長（藤井公明君） 井上企画財政課長。

企画財政課長（井上民男君） まず、収入と支出のことでございますけれども、平成20年度が収入、支出を差し引きをいたしますと、マイナス167万7,513円でございます。平成21年度につきましては、20万6,722円、それから平成22年度が30万円でございます。21年、22年につきましては、ふるさと雇用の基金を活用いたしまして、人件費の部分をそちらで見ているという関連で黒字が出ておりますけれども、それから利用料、収入につきましては平成20年度が52万8,000円程度、平成21年度が54万円程度でございます。平成22年度に

つきましては、計画でございますけれども、現在見込みで68万2,000円を見込んでおります。

以上でございます。

議長（藤井公明君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤井公明君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから議案第24号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第24号は原案のとおり可決しました。

日程第28 議案第25号 建設工事委託に係る協定の締結について

議長（藤井公明君） 日程第28、議案第25号「建設工事委託に係る協定の締結について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。井上企画財政課長。

企画財政課長（井上民男君） 議案第25号、建設工事委託に係る協定の締結について御説明を申し上げます。

佐敷駅跨線橋整備事業につきましては、次のとおり協定を締結するものでございます。

- 1、協定の目的 佐敷駅跨線橋整備事業の委託
- 2、契約の方法 随意協定
- 3、協定の金額 8,757万8,000円
- 4、協定の相手方 熊本県八代市萩原町1丁目1番1号
肥薩おれんじ鉄道株式会社
代表取締役社長 古木圭介

工事の概要につきましては、先の全員協議会におきまして御説明を申しておりますので、省略をさせていただきたいと思っております。

提案理由については、記載のとおりでございます。

以上、説明を終わります。よろしくお願いたします。

議長（藤井公明君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。坂本君。

1番(坂本 登君) 委託の条件は何だったんでしょうか。八代のこのおれんじ鉄道に対して、随意協定ということですけど、8,000万円を超える金額で、条件ですね。

議長(藤井公明君) 井上企画財政課長。

企画財政課長(井上民男君) 本来の工事でございますと、競争入札等とするわけですが、ここは佐敷駅の構内の特別な工事でございます。そのことによりまして、鉄道に精通をしているおれんじ鉄道と協定を結ばせていただきたいということでございます。

以上でございます。

議長(藤井公明君) 坂本君。

1番(坂本 登君) このおれんじ鉄道というのは、建設会社じゃないですね。どこが工事をするのか。丸投げのような感じだったら、ここが自分が連れて来る八代、熊本、そういう建設業者になる可能性だってあるわけですかね。そのままこれで結ばれれば、この8,700万円近い工事がもうこの肥薩おれんじ鉄道が自由に建設業者をやってくれという形で連れて来るわけですかね。どうなってるんですかね。

議長(藤井公明君) 井上企画財政課長。

企画財政課長(井上民男君) この鉄道内の工事につきましては、おれんじ鉄道株式会社、こことでしか契約が今のところ、協定ができないというような状況でございます。すべてJRにおきまして、すべてがですね、こういう形で施工が、協定がなされているというふうに考えております。

以上でございます。

議長(藤井公明君) 坂本君。

1番(坂本 登君) お聞きしたいのは、全部任せて、この地元の建設業者がこれに携われないということもあり得るんですか。

議長(藤井公明君) 暫時休憩します。

- - - - -
休憩 午前11時52分
再開 午前11時55分
- - - - -

議長(藤井公明君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

竹崎町長。

町長(竹崎一成君) JRが管理する鉄道敷及び構内、あるいは肥薩おれんじ鉄道が管理する鉄道敷構内は、自治体が直接工事をすることはできないんです。それで、

協定を結びます。それに基づきまして、今度は協定の相手方が入札を行うということになります。その入札の指名業者も特別に指定された業者でないとできません。一般的に丸特業者といいます。本町にも2、3社あるはずですが、本町の業者も指名に入れていただくように、こちらからお願いをしたいというふうに思っております。

以下ですね、あとは協定に基づいて入札残の問題とかの処理については、処理されていくこととなりますので、そういうことで御理解をいただきたいと思います。
議長（藤井公明君） 坂本君。もう3回が来ておりますので。

暫時休憩。

休憩 午前11時57分

再開 午前11時59分

議長（藤井公明君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤井公明君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから議案第25号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第25号は原案のとおり可決しました。

議長（藤井公明君） 以上で、本日の日程はすべて終了しました。

本日はこれで散会します。

ご苦労さまでした。

散会 午後0時00分

平成23年第2回芦北町議会定例会議事日程(第2号)

平成23年3月17日

午前10時 開 会

於 議 場

1 議事日程

開会宣告

日程第1 一般質問

(散 会)

2 出席議員(16人)

1番 坂 本 登 君
3番 宮 内 道 則 君
5番 古 村 逸 男 君
7番 草 野 安 道 君
9番 元 山 秀 志 君
11番 平 松 洋 一 君
13番 水 口 宣 之 君
15番 寺 本 修 一 君

2番 林 田 燿 宏 君
4番 寺 本 順 一 君
6番 白 坂 康 浩 君
8番 前 田 徹 一 君
10番 宮 尾 秀 行 君
12番 川 尻 成 美 君
14番 岡 部 恵美子 君
16番 藤 井 公 明 君

3 欠席議員(0名)

4 説明のため出席した者の職氏名(16人)

町 長	竹 崎 一 成 君	副 町 長	藤 崎 正 司 君
教 育 長	竹 浦 裕 道 君	総 務 課 長	井 川 良 一 君
企画財政課長	井 上 民 男 君	田浦基幹支所長	早 川 純 一 君
税 務 課 長	農 中 豊 君	住民生活課長	迫 本 文 雄 君
商工観光課長	坂 梨 優 君	福 祉 課 長	大 岩 憲 治 君
農林水産課長	柳 田 豊 彦 君	建 設 課 長	竹 田 茂 幸 君
上下水道課長	山 本 正 博 君	教 育 課 長	永 田 光 洋 君
生涯学習課長	中 原 豊 徳 君	会計管理者兼 会 計 室 長	野 口 博 司 君

5 職務のため出席した事務局職員の職氏名（2人）

議会事務局長 福山勝廣君 次長（係長）岡田謙治君

平成23年第2回定例会一般質問通告表

質問 順番	質問者	質問事項	質問の要旨	質問の相手
1	坂本 登	1 学校教育環境 などの充実につ いて	<p>町は「すべては21世紀を担う子供たちのために」をテーマにまちづくりを進めている。地球温暖化で猛暑による熱中症が多発している。これまで町内の小・中学校で熱中症の症状、事故はでていないか。保護者や教育現場より、快適な教育環境を保障するために、すべての教室にエアコンを設置すべきだという強い要望があるが如何か、今後の計画を伺いたい。</p> <p>学校図書館司書を、各小・中学校へ配置して欲しいとの要望があるが如何か。</p> <p>高齢化が進み家庭、公共施設などでも洋式トイレが時代の流れになっている。小・中学校をはじめ、町の公共施設のトイレを洋式に変えて欲しいという強い要望があるが如何か。</p>	町 長 担当課
		2 水俣病被害者 救済特別措置法 について	<p>水俣病は「本人申請主義」で「公的検診」によって、切り捨てられてきた歴史がある。水俣病特措法の申請受付が始まった当初、保健手帳所持者の多くは、これまでの「公的検診への不信」と知事の発言報道などで、手帳を取り上げられるのではないかと不安から公的検診を受けることなく手帳を切り替える</p>	町 長 担当課

			<p>という苦渋の選択をした。今日では手帳のみを切り替えたかなりの人が公的検診を受ける機会を再度与えて欲しいという強い希望がある。地元町長としてこれらの被害者の痛切な声を県に届け再考を促して欲しいと思うが如何か。</p>	
		3 TPP（環太平洋連携協定）について	<p>TPPに参加した場合、町の基幹産業である農林水産業をはじめ経済や財政にどのような影響を及ぼすのか、町は試算しているか。</p> <p>農業と食だけではなく広い分野で、国民の安全を脅かすTPP参加に反対する立場から、国に対してその意思を伝えるべきだと思うが如何か。</p>	町長 担当課
		4 鳥獣被害対策について	<p>柑橘類に対するヒヨドリの被害が新聞でも大きく報道され、町内のみかん農家の被害状況はどうだったのか。被害に対する何らかの損害補償は考えられないか。</p> <p>イノシシをはじめとする鳥獣被害への対策は如何か。</p>	町長 担当課
2	川尻成美	1 公の施設の指定管理者制度導入の成果と課題と対応について	<p>公の施設の指定管理者制度を導入して4年経過したが、その具体的成果を町長はどのように受け止めているのか。</p> <p>公の施設の中には、その実態からみて、むしろ廃止して公共的民間団体に管理委託なり運営させる等するのが望ましい施設があるの</p>	町長 町長

			ではないか。町長の考えはどうか。	
		2 漁業振興対策について	<p>近年、漁獲高が激減して漁業者の生活不安は高まっているが、本町の基幹産業の一つというべき漁業振興対策は、平成23年度も含めてそう変わりはない。</p> <p>町長は、本町の漁業の現状をどう認識して、その振興策をどう講ずる考えか。</p> <p>町漁協とも協議して、漁獲高減の原因・対策を真剣に検討すると共に、県・国の指導、助言、そして協力を得て、具体的振興対策を講ずる考えはないのか。</p>	町長 町長
3	寺本修一	1 町有財産の管理状況について	<p>現在の管理状況はどうなっているか。</p> <p>その中で、遊休施設はいくつあるか。</p> <p>旧国民年金保養センターの現在までの取り組みと、今後の再利用計画はどう考えているのか。</p> <p>御立岬公園みかんの家の現況と、今後の再利用計画はどうなっているのか。</p>	町長 担当課長
		2 農業振興について	<p>農業を支える後継者あるいは退職後就農者への育成対策をどう考えているか。</p> <p>今冬の寒波によるみかん（デコポン・甘夏）への低温寒風被害果に対する救済策は考えていないか。</p>	町長 担当課長
		3 児童・生徒のスポーツクラブ活動に対する体育施設の使用料	<p>スポーツの振興による町づくり、児童生徒の競技力の向上と育成強化の観点から、公平公正に施設を利用してもら</p>	町長

		について	う具体的な方策は考えていないか。	
4	草野安道	県道27号（芦北球磨）線、塩浸、寒気間の道路災害復旧関連について	<p>町として、県に対してどのような対策対応をしてくられたか。</p> <p>どのような工法でやられるのか。</p> <p>完全復旧はいつ頃の予定か。</p> <p>完全復旧迄の間、交通制限等はあるのか、ないのか。</p> <p>迂回路として、白木松生線と庵の山線の町道拡幅等改良予定はあるのか、ないのか。あるとすれば、どんな考えか、どんな方法か。</p>	町長 担当課長

開会 午前10時00分

議長（藤井公明君） おはようございます。

去る3月11日、東北から関東方面にかけて巨大地震が発生いたしました。

この未曾有の大震災によって亡くなりました皆様の御冥福をお祈りし、ここで黙祷を行います。

議場内、御起立ください。黙祷。

[黙 祷]

議長（藤井公明君） 黙祷を終わります。着席ください。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

お手元に配付の議事日程にしたがって会議を進めてまいります。

日程第1 一般質問

議長（藤井公明君） 日程第1「一般質問」を行います。

質問通告者は4人です。通告表はお手元に配付しております。

質問時間は、従来どおり、補助質問を含めて30分以内に制限いたします。それから、一般質問は通告制でありますので、通告者の質問に関連して求める関連質問は許可されません。質問にあたっては、通告内容に基づいた質問をされるよう求めます。

なお、執行部の答弁も明快かつ簡潔に求めます。

それでは、順番に発言を許します。

始めに、坂本君。

1番（坂本 登君） 皆さん、おはようございます。

日本共産党の坂本登です。通告に従い、順次質問をいたします。

本日は、傍聴席に多くの方々がお見えです。代弁者として身の引き締まる思いです。

まず、この度の東日本大震災で亡くなられた方々及び被災者の皆さんに心からのお悔やみとお見舞いを申し上げます。また、昼夜を徹して、まさに命がけで救助・救援活動に携わっている関係機関及び芦北町の義援金募金活動に敬意を表します。是非、早急に被災者の受入体制など、支援策を整えていただきたいと思います。

今回の東北地方太平洋沖地震は、マグニチュード9.0という国内観測史上最大のものであり、まるで映画を観るかのような大自然の破壊力、想像を絶するテレビの映像に言葉を失ってしまいました。その上、心配されていた東京電力の福島第一原子力発電所の連続爆発が起こり、放射能災害に拡大するという未曾有の災害にな

っています。この1週間、新聞、テレビでの報道を見ながら、被害者の全貌が日々明らかになるにつれて、これは自然環境を破壊し、経済優先で開発を進める人類に対しての警告ではないかという思いに駆られました。

今回の地震は、国にとって重要な平成23年度予算を審議している国会開会中の大災害であります。日本の政治も大激動しています。この20年、自民党を中心とする連立政権によって、大企業は栄えるが、中小企業や自営業も含む多くの国民が急速に切り捨てられ、所得が毎年減り続け、雇用や社会保障の福祉制度も破壊されてきました。このような政治のあり方を真正面から批判し、政権交代を勝ち取った民主党は政権につくと同時に、国民への公約はほとんど投げ捨ててしまいました。自民党と同じ大企業は栄えるが、国民は痛みを耐えるという政治の流れに戻っています。今日、多くの国民は、今後、日本がどうなるのか、暮らしはどうなるのかなど、大きな不安をもって国会の動きを見つめていたときの大惨事であります。

私は、一地方自治体の議員であります。もてる力を最大限発揮し、国民、住民こそ主人公の政治をつくるために、国にもしっかりものを言い、また町政の中でも町民要求実現のために全力で頑張ることを新たに決意いたしました。この決意をもって質問に入ります。前向きで明快な答弁をお願いいたします。

第1に、学校教育環境などの充実について、3つの点についてお尋ねをいたします。町は「すべては21世紀を担う子どもたちのために」をテーマにまちづくりを進めておられます。昨年1年を漢字の一字で表すなら、猛暑の「暑」というのが1年を表す漢字になるような大変な暑さでした。全国各地でこの暑さによる熱中症が多発しました。これまでの町内の小中学校で熱中症の症状や事故は起きてないのか、まずお尋ねいたします。

保護者や学校の先生方から、すべての子どもたちが安心して勉強ができるように、快適な教育環境を保障してほしい。普通教室を含むすべての教室にエアコンを是非設置すべきだとの強い要望があります。学校の統廃合や学級数が減少する傾向の中で、設置対象数は自ずと限られてくると思いますが、いかがお考えでしょうか。エアコンの設置について、町長及び教育委員会の決断をお伺いいたします。

教育問題の2点目は、子どもたちに早くから読書の正しい習慣をつけさせ、自力で学力、知識、教養を身につけさせるために、学校図書館司書を各小中学校へ配置してほしいとの要望がありますが、いかがお考えでしょうか。常駐でなくても、1日おきでも持ち回りで学校を巡回するという方法もありますが、是非検討してください。

3点目は、教育現場に限らず、町全体で高齢化が進む中で、一般家庭でもトイレの洋式化は今や時代の流れとなっております。足腰が弱って、膝の痛いお年寄りに

としては、しゃがみ込む和式トイレは外出をためらう人さえ出ています。この際、小中学校をはじめ、役場や社協センターなど、町の公共施設のトイレを洋式に変えるお考えはないのか、今後のトイレの洋式化計画についてお答えください。

第2の質問は、水俣病被害者救済特別措置法についてであります。水俣病問題の解決では、一つは被害者として救済を求める水俣病被害者・支援者の集団があります。一方では、加害者であるチッソと被害の発生及び拡大を防ぎきれなかった国・県などの行政が一体となった集団があります。この2つの流れが対決し、被害者救済という問題の解決を推し進めてきました。国及び加害者側は、本人申請主義で名乗りを上げた人を認定審査会が厳しい認定基準を設け、公的検診でばっさりと切り捨ててきた歴史があります。ただの一度も行政が率先して住民検診をして積極的に救済の手を差し伸べたことがないというのが厳然たる歴史の事実です。昨年5月、水俣病特別措置法の申請受付が始まった当初、それまでの保健手帳所持者、つまり医療費だけの救済に甘んじていた方々の多くは、やっと保健手帳がもらえて安心して病院に行けるようになった、この手帳を返還し、公的検診を受けたら手帳そのものも取り上げられるのではないかという強い不安があって、公的検診は受けないという選択をいたしました。しかし、この選択はこれまでの公的検診に対する強い不信感と、保健手帳切り替え時期に熊本県知事の微妙な発言が報道されたことが重なりました。また、この時期、申請を急がなければ、いつ締め切られるかわからないなどといういろんな話が出回り、何者かに強制されるような気持ちになって、苦渋の選択をすることになりました。熊本県の発表によると、昨年5月1日から、水俣病特措法に基づく受付が始まって2カ月間で1万9,958人が申請しています。このうち、医療費のみが支給される水俣病被害者手帳への切り替えは1万2,106人で、全体の61%を占めています。10人のうち6人以上が手帳の切り替えのみを選ばれたのです。ちなみに、鹿児島県は6,632人が申請し、被害者手帳への切り替えは1,459人の22%です。公的検診を受けずに、手帳の交換のみを選択された人の数字が熊本県では61%、鹿児島県では22%、この数字の違いは何を物語っているのでしょうか。明らかに熊本県知事の発言が、うかつに一時金の申請をすると手帳まで取り上げられるという不安を与え、正当な保障を受ける機会さえあきらめさせるという役割を果たしたのではないかと思います。今日は、傍聴席に、こういう思いの方々がたくさんお見えになっています。皆さんの中から、公的検診を受ける機会を再度与えてほしいという強い希望がありますが、地元の町長として、これらの被害者の痛切な声、痛切な思いを県に届け、再考を促してほしいと思いますが、いかがでしょうか。町長の答弁を求めます。

質問の3番目は、TPP環太平洋連携協定についてであります。食料主権を守る

立場から、日本共産党は菅民主党政権が進めるＴＰＰ参加には断固反対の立場を貫いています。このＴＰＰに参加した場合、町の基幹産業である農林水産業をはじめとする町の経済や財政にどんな影響を及ぼすのか、町は試算をしているのかまずお尋ねをいたします。

次に、農業と食の安全だけではなく、医療や保健サービス、労働力など、幅広い分野で国民の安全を脅かすＴＰＰ参加に反対する立場から、芦北町議会としましては、先の１２月議会で意見書を全会一致で採択しましたが、町としても国に対して、その意志を明確に伝えるべきだと思いますが、町長の御所見をお伺いいたします。

最後の４番目の質問に移ります。鳥獣被害対策についてであります。新聞報道でも大きく取り上げられましたが、露地物のデコポンをはじめ、柑橘類に対するヒヨドリ被害、雪による被害も含めて、町内のみかん農家の被害状況について把握しておられるのか、まずお尋ねをいたします。その際、被害に対する何らかの損害補償は考えられないのか併せてお聞きします。

２つ目は、これもテレビなどで大きく報道されましたが、イノシシの人的被害は重大です。シカやその他の鳥獣被害対策について、町としても十分な対策を練っておられると思いますが、その中身を再度明らかにして、周知徹底を図っていただきたいと思います。その際、個人としての努力もさることながら、田畑や民家など、集落単位で丸ごと防鳥ネットや電気柵を講ずるなど、行政としての援助が必要だと思いますが、いかがでしょうか。答弁をお願いします。

以上で、本壇からの質問を終わります。

議長（藤井公明君） これより答弁を求めます。竹崎町長。

町長（竹崎一成君） おはようございます。まず冒頭に、先週末、東北太平洋沖でマグニチュード９．０という国内観測史上最大の地震が発生し、津波による未曾有の災害が起きております。被災されました方々に対しまして、改めてお見舞い申し上げ、災害によって亡くなられた方々の御冥福を心からお祈りいたしますとともに、被災地の一日も早い復興を願って、芦北町におきましても、義援金の受付をはじめ、できる限りの支援を行ってまいりたいと考えておりますので、町民の皆様方をはじめ、議会におかれましても御理解と御協力を賜りたいと存じます。

それでは、答弁に入らせていただきます。

まず、教育環境などの充実についてでございますが、教育委員会の所管でございますので、教育委員会が答弁することになります。

続きまして、町の公共施設のトイレを洋式に変えてほしいとの御質問でございます。これにつきましては、詳細を総務課長から答弁させます。

続きまして、水俣病被害者救済特別措置法についてでございます。御質問の件であります。これは保健手帳から水俣病被害者手帳に切り替えをしたけれども、一時金等が受給できる可能性がある新規の給付申請が再度できるようにしてほしいという趣旨であろうと思われま。お気持ちは十分にお察しするわけでありま。ただ、これは制度の変更を求める重大かつ困難な問題でもありますことから、一町村の問題にとどまらない、少なくとも水俣市、葦北郡の広域的な課題として捉えるべきではないかと思っております。以下、これにつきましても、詳細につきましても、担当課長から答弁させま。

続きまして、ＴＰＰについてであります。政府はＴＰＰに参加した場合の影響について、内閣府、農林水産省及び経済産業省、３省庁がそれぞれの立場で試算をしておりますが、御存知のとおり、その結果はばらばらであります。今後の調整は困難な状況であると捉えています。参加・不参加、いずれにしましても日本経済に与える影響は大きいと考えているところでありまして、本町における経済や財政に与える全体的な影響についての試算は難しいのでありますけれども、農林水産業に対する影響については試算をしておりますので、担当課長から説明をさせま。

続きまして、鳥獣被害対策についてであります。報道のとおり、芦北町におきましても、大きな被害が出ております。ＪＡの技術員等の現地調査の結果では、全体の約１割の被害があると想定されておりますが、正確な数字は把握できていません。また、被害の程度は、収穫時期や園地の場所などによって大きく違いがあり、農家個々の被害量を正確に推定できないため、町が補償するという事はかなり困難だと思われま。なお、今回の被害を教訓といたしまして、ＪＡ等関係機関において防鳥ネットなどの被害防止のための検討が行われておりますので、これに対する支援は可能と思われま。

イノシシをはじめとする鳥獣被害への対策につきましても、この鳥獣被害対策につきましても、昨年１２月議会の宮尾議員の質問に対しまして詳しく述べておりますので、詳細は省きますが、猟友会に対する支援をはじめとして、電気柵の設置事業、罟猟免許取得に対し支援など、幅広く行っております。また、平成２１年には、芦北町鳥獣被害防止計画を策定し、これをもとに国の交付金を活用した事業を実施しているところでもあります。

以上、答弁に代えさせていただきます。

議長（藤井公明君） 永田教育課長。

教育課長（永田光洋君） おはようございます。教育課関係につきましてもお答えをいたします。

まず、学校での熱中症の発生についてですが、軽度のめまい、吐き気が発生をし

ております。すべて運動中の発生でございます。

次に、エアコンの設置についてですけれども、職員室、保健室には設置済みでございます。現在、パソコン室、図書室、相談室に設置を行っているところでございます。各教室につきましては、現時点では計画はありませんし、また強い要望も上がっていませんが、今後どうするか検討をしております。

次に、2番目の各小中学校への学校図書館司書の配置については、予定ありません。

次の、小中学校トイレの洋式化についてお答えをいたします。部分的ではありませんが、順次進めております。今年の1月補正予算で御議決をいただき、23年度にすべての学校が整備完了する予定でございます。

以上です。

議長（藤井公明君） 井川総務課長。

総務課長（井川良一君） おはようございます。

町の公共施設のトイレの洋式化についてお答えいたします。町の公共施設につきましても、利用者のニーズに合わせ、洋式トイレの設置を行っておりまして、特に多くの方が利用される役所、それから福祉関係施設、観光集客施設等におきましては、ほとんどの施設で洋式化の設置をしております。なお、洋式トイレがない施設につきまして、要望があった施設については、これまで対応いたしております。これからの要望がございますとですね、利用状況によりまして設置を行っていきたいと思っております。

以上でございます。

議長（藤井公明君） 迫本住民生活課長。

住民生活課長（迫本文雄君） おはようございます。

水俣病についてお答えします。今回の御質問にある方々は、平成22年4月16日閣議決定の水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法の救済措置の方針231の現に保健手帳の交付を受けている方であって、今後も療養費の支給のみを求める方に対しては、公的診断や判定を受ける必要はないこととし、3カ月以内に水俣病被害者手帳への切り替えを実施しますのところに該当すると思われまます。そして、この救済の方針では、切り替えた方が後にそれを不服として再度、一時金等の申請ができるようには残念ながら想定されていないようであります。これは方針の中に、今後も療養費の支給のみを求める方とありますように、自らが選択したことになっているからであります。実際には、療養費の支給のみの選択について、非常に悩まれたことは十分承知しておりますが、閣議決定の救済措置の方針に定められたものであり、一つの町において、これを覆すべく対応は時期

的、内容的に極めて困難であろうと思われます。水俣病問題につきましては、従前より救済は県に於いて責任をもって対応するようになっておりますので、そのすべてを掌握しているのは熊本県であります。一方、町は水俣病によって疲弊した地域を活性化させるための地域振興を担当するという役割が確立しておりますので、今後も水俣芦北地域振興計画におきまして、積極的に施策を展開してまいり所存でございます。なお、特措法によって、より多くの水俣病被害者の救済が行われますことを町は強く望んでおり、相談窓口の充実と制度の周知徹底を図ってまいりますので、御理解と御協力をよろしく申し上げます。

議長（藤井公明君） 柳田農林水産課長。

農林水産課長（柳田豊彦君） おはようございます。

T P Pに参加した場合の主要作物の生産量減少率というものを農林水産省が主要19品目について試算をしておりますので、これをもとに芦北町に当てはめた数字を申し上げたいというふうに思います。なお、基礎となります数字は、J Aあしきたと柑橘組合が平成21年度に取り扱った農産物の販売価格をもとに申し上げます。それで、芦北町町内の全農産物の生産高ということではありませんので御承知おきをいただきたいと思ひます。

まず、米につきましては8,407万円が804万円、畜産が、いわゆる牛肉ですけれども、12億4,430万円が3億1,100万円、柑橘類18億2,180万円が16億5,700万円というふうなことで落ち込んでまいります。

そのほか、この試算に外れております花でありますとか野菜などの作物を含めた総販売額は32億6,850万円ありますので、これが20億9,800万円程度になる、概ね65%程度になるというふうに試算がされています。この65%にとどまるといいますのは、芦北地域の主要作物でございます柑橘類に対する影響は9%程度の減少率にとどまるといふ試算の数字がありますので、そういう形にとどまってまいりますけれども、米と畜産につきましてはですね、壊滅的な影響が出るというふうなことで認識をしております。

次に、林業につきましては、国内で490億円の影響があると試算されておりますけれども、町内の取扱高が小さいためにですね、影響額としては算定ができない状況であります。全体的な影響額は5.7%が減少するというふうに考えられているところであります。

漁業につきましても、同様に4,200億円程度の影響があると試算されております。アジでありますとか、サバ、イワシなどの魚介類、コンブ、ワカメなど海草類を合わせて13品目に対して試算をしておりますけれども、これもそれぞれの漁獲高が少ないために、芦北町では具体的な数字として試算されない状況でございます。

す。

以上であります。

議長（藤井公明君） 坂本君。

1番（坂本 登君） まず、学校教育環境の充実についての エアコン設置計画は、教室には今のところありませんという答弁でした。そういう要望も上がっていないということでしたが、実際、異常気象が続いて、夏の暑さが今のところ教室ではないということでしたけれども、私が実際に学校に調査に入りましたところ、校長先生の方からもですね、学習指導要領が変わって授業日数が増えたり、そういうことが起こってきたとき、またインフルエンザ等で学級閉鎖が起こったときには、夏休みに食い込んだり、そういうことを考えた場合、子どもたちの健康を守る意味では、自宅には今エアコンがある家庭がほとんどですので、そういった意味でも、是非ともエアコンを設置してほしいという、私には訴えられました。こういうことも考えて、計画そのものもないのでしょうか。

議長（藤井公明君） 永田教育課長。

教育課長（永田光洋君） 現在、暑さに対処するために、日さしとか扇風機で対応しているところでございます。まだ、そのエアコンの各教室、普通教室ですね、これにつきましてはエアコンの設置の計画はまだございません。

議長（藤井公明君） 坂本君。

1番（坂本 登君） 時代の流れといいますか、必要性は必ず出てくると思いますので、是非検討していただいて、各教室に、生徒数はかなり減ってくると思います。教室数も限られてくると思いますので、そのところを是非、教室にもエアコンを設置することを計画していただきたい、このように思います。

の図書館司書のこのことについても、今は計画がないという答弁でしたが、この図書館司書を置いてくださいと、この要望もやはり学校長から私に直接ありました。このことも子どもたちの、先ほども言いましたが、積極性に学力、またいろんな書物を読むときに、子どもたちだけではどこにあるのかわからない。そういったことで、専門家の図書館司書を配置していただければアドバイスもできますし、本の貸し出しもスムーズにいくと、このような要望でした。是非、考えていただきたいと思いますが、計画はないのでしょうか。

議長（藤井公明君） 永田教育課長。

教育課長（永田光洋君） 現在、各学校に町の負担で校務員を配置しております。その校務員が対処できるものと考えております。

議長（藤井公明君） 坂本君。

1番（坂本 登君） その校務員の方が一生懸命やっというらっしゃるのはわかりま

す。でも、校長先生の方から要望があるというのには、まだ足りないということだったのではないかと、また専門的知識をもった、資格をもった人を置いてくれという要望だったと思います。是非、この図書館司書の配置についてもお考えいただきたい、このように思います。

の洋式トイレの問題です。学校の方は23年度に完了するという答弁だったんですか、もう一度すみません、お願いします。

議長（藤井公明君） 永田教育課長。

教育課長（永田光洋君） 今年の1月の補正予算の方で議決をいただきまして、23年度中には完成する予定です。

議長（藤井公明君） 坂本君。

1番（坂本 登君） 私の聞き間違いというか、勘違いで、これは予算については各公民館の洋式トイレ化というふうに、私は認識していて、認識不足だったかもわかりません。これは何よりも学校が23年度に完了するということはいいいことなので、是非やっていただきたい、小学校に入る小学生は、家で洋式トイレしか使ったことのない子どもたちがどんどん増えてくると思います。和式トイレで用を達せない、お腹が痛くなる、具合が悪くなる、こういったことも考えられますので、是非進めていただきたい。

あとは、公共施設についても、今、東日本で大災害がありました。また、こういった芦北町でも、九州でも起こる可能性はあるわけです。そういったときに、町の公共施設が避難場所になったりします。そういうときに、一番大切なトイレが洋式化されていない、または汚い、そういったことになると不便を来す、こういうことも考えられますので、公共施設についても早急に洋式化を図っていただきたい、このように思いますが、いかがでしょうか。

議長（藤井公明君） 井川総務課長。

総務課長（井川良一君） ただ今、先ほどお答えいたしましたように、その利用状況等をですね、判断しながら進めてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（藤井公明君） 坂本君。

1番（坂本 登君） 今、公共施設のトイレの方はですね、私の方で全部とはいいいませんが、調査したところ、約6割、5つ女性トイレがあれば、2つは洋式、あと3つが和式という、大体そういう流れになっております。なので、和式の方が全体的に多いというような今の現状だと思えます。そして、その際に洋式トイレは旧型のウォシュレットの付いてないのが設置してあります。今後、洋式トイレにする場合にですね、まずは和式の方を洋式化するとき、是非ですね、今のウォシュレット

の清潔な、今はもう用を足すというだけのトイレの感覚では今はありませんので、そういった方向で設置していただきたい、このように思います。

次に、水俣病被害者の問題についてであります。これは今、課長からも答弁がありましたように、法律的には十分難しいということは、私たちも私もわかっている取り上げた問題でございます。ただ、いえるのは先ほども本壇から申し上げましたが、熊本県と鹿児島県とで、手帳交換をなされた方の割合が、熊本県では60%を超える、6割を超える方が手帳交換されました。鹿児島県では22%の方が最初の2カ月間でこういう数字が出ているわけです。この数字の違いについて、町長はどうお考えになられますか。

議長（藤井公明君） 竹崎町長。

町長（竹崎一成君） 両県の比較は、私としましては難しく、ちょっと理解できません。

議長（藤井公明君） 坂本君。

1番（坂本 登君） 私はですね、この違いは鹿児島県の方は、そのまま私が調査に入ったわけではありませんので詳しくはわかりませんが、熊本県におきましては、この熊日の新聞報道などでもですね、5月12日付けの熊日で、大きな見出しで「医療費支給打ち切りも」と、「被害者手帳への切り替え、医療費支給打ち切りも」という大きな見出しで、約250人が参加した水俣病被害者救済の説明会、県庁でやっております。このときに、葦北郡の50代の男性が、公的検診の結果、手帳をなくすのではないかと不安を多くの人を感じており、簡単には判断できないと、こういう戸惑いを見せております。これはその当時、多くの方が手帳を取り上げられるのではないかと気が持たされたということも物語っていると思います。そして、この芦北町の5月11日、芦北町役場田浦基幹所での説明会も会場が満員の会場での県の説明で、町民と県のやり取りのうちにこういうやり取りがあります。一時金申請の場合、検診に基づく判定で何ら症状が認められないときは、現在持っている新保健手帳を返さなければならないのか、こういう町民の方が質問をしております。県の担当者は、しびれなどが最近になって回復して、症状がなくなった人などは、手帳を返還してもらうことになると言い切っています。こういうので、もちろん法律の事項をそのまま県は説明しただけなんですけど、多くの患者さんというのは、この断言された言葉に、自分は手帳が取られるという思いを強く持たれています。鹿児島県と熊本県のこの数字の違いは、県の説明の仕方、またこういうところに問題があったのではないかと、そういうふうには思っているわけですけど、そのへんのところは町長、どうでしょうか。

議長（藤井公明君） 竹崎町長。

町長（竹崎一成君） 熊本県の状況はですね、そのように私も認識しておりますが、鹿児島県がどうだったのか、私はわからないわけでありまして、従いまして、先ほどのような答弁をさせていただきました。いずれにしましても、私ではどうにもなりませんので、知事なり、県当局なりにですね、しっかりとそのことをですね、問われたらいかがかないというふうに思います。

議長（藤井公明君） 坂本君。

1番（坂本 登君） 今、町長の方、私の方からはどうにもならないというお答えでしたが、このたくさんのこういう気持ちをもった町民の方がいらっしゃる、私は非常に難しい問題だと認識をしながらでも、代弁者として町長にこのことをお伝えをする、そして非常に難しい問題、町長もおわかりでしょう。しかし、たくさんのこういう気持ちをもった患者さん、被害者の声を県に、自分がじゃあ、自分もその声を県に伝えに行こう、県に先頭になって伝えて、その思いを届けよう、こういう気持ちはありませんか。

議長（藤井公明君） 竹崎町長。

町長（竹崎一成君） 本日の御質問の前にですね、9名の同じ思いをもった方々が要望に来られました。そういうのもあわせて、御質問・御要望があったことにつきまして、県におつなぎをいたしたいというふうに思います。

議長（藤井公明君） 坂本君。

1番（坂本 登君） 今、おつなぎをしたいという答弁をいただきました。しっかりですね、本当に思いを芦北町に限らず、津奈木町、水俣市、同じ思いの方がたくさんいらっしゃると思います。そういう町や市の首長、また津奈木町長を含めてですね、この地域の代表として、県にその思いを伝えてほしい、このように強くお願いをしておきます。

次に、TPPの問題に移ります。今、このTPPは国の試算でも、本当に食料自給率は40%から13%に落ち込む、また農産物の生産額も、もう本当に4兆1,000億円、また農林水産省の試算ですけど、こういった各分野で大きな打撃を受けるという試算が出ております。先ほど、町長の答弁では、いろんな団体の施策は数字がばらばらで、一概にはいえないということでしたが、芦北町の農林課長の答弁にもありましたように、町における減少額もすべて減少している、こういう危険な法案になっています。このことは町としてもJA、または柑橘組合、漁協などを含めて、このTPPとは何なのか、こういうことをよく説明をして、町に与える影響は今、農林課長が答弁されましたような集会を開くなり、説明会をして、町ごと反対をしていくと。そして、この法案を断固差し止める、食い止める、こういうお考えはありませんか。

議長（藤井公明君） 竹崎町長。

町長（竹崎一成君） T P P の件につきましては、政府あるいは県からもですね、事前の説明は何らなかったわけで、唐突に出てまいりました。従いまして、本町といたしましては、熊本県町村会の一員として、その総意をまとめて意思決定をしていくということになっておりますので御理解をいただきたいと思っております。

議長（藤井公明君） 坂本君。

1 番（坂本 登君） 熊本県の意思決定を尊重するというところで、竹崎町長は何でも率先してする方だと思っておりますので、こういうことも自分が先頭に立ってですね、反対を唱えていっていただきたい、このように思っております。

議長（藤井公明君） 竹崎町長。

町長（竹崎一成君） 県ではなくて、熊本県町村会です。町と村の連合組織がございますので、その組織が意思統一をしていくということでもあります。

議長（藤井公明君） 坂本君。

1 番（坂本 登君） よくわかりました。この町村会で先頭に立ってですね、町村会を引っ張って、反対を国に対してははっきりものを言っていただきたい、このように思っている次第です。

時間もなくなってきました、4 番目のヒヨドリの被害についてであります。これに対しては、もう各農家を何軒か回りました。調査に入りました。ヒヨドリの被害は早くちぎった分に関してはそうでもなかった。それでも今年は雪がたくさん降ってですね、雪の被害が、雪焼けで大分被害があったという声も聞いております。そういう意味では、今、農林課長の答弁もありましたが、この対策をしっかりとやって、今から計画も立てているようですし、防鳥ネットなどですね、いい答弁だったと思います。しっかりとやっていただいて、農家の人にも説明をしてですね、いろんな農家に入って、話し合いをしながら進展させていただきたい、このように思っております。

のイノシシの被害について、これも皆さん御存知のとおり、テレビで、もう民家の庭にイノシシが来て、女性を突つくといいショッキングな事件でした。事件と申しますか、出来事。だから、命を守る観点でですね、やっぱり罾を仕掛けるとか、そういった増やすとか、いろんな対策を講じていただきたい。人的被害があったからでは遅い、このように思いますが、農林課長、どうでしょうか。

議長（藤井公明君） 柳田農林水産課長。

農林水産課長（柳田豊彦君） まさしく、今、御指摘のあったことをすべてやっているつもりでございます。

議長（藤井公明君） 坂本君。

1 番（坂本 登君） 時間もありませんので、今日はこれで質問を終わります。

議長（藤井公明君） 坂本君の質問が終わりました。

ここで暫時休憩します。

休憩 午前 10 時 48 分

再開 午前 10 時 55 分

議長（藤井公明君） 休憩前に続き、会議を開きます。

次に、川尻君。

12 番（川尻成美君） 私の方からも、先の震災でお亡くなりになられた方々の御冥福と、被災されました多くの方々にお見舞いを申し上げ、いち早い復興を望むものでございます。

それでは、今回通告しております 2 つの問題について、町長に質問をいたします。

1 つは公の施設の指定管理者制度導入の成果と課題と対応について、1 つは漁業振興対策についての 2 つの問題であります。

まず、第 1 の問題は、平成 15 年、地方自治法の改正によって、公の施設の指定管理者制度が創設され、これまで公共的団体に限定されてきた従来の管理委託制度が純粋な民間企業や NPO 法人等によって管理運営されることが可能となったのであります。この制度は、公の施設は何のために、誰のためにといった基本的な問いかけを行うことはもとより、今後の自治体のあり方、住民自治のあり方にも及ぶ深い議論が期待されておりましたが、とりわけ議会における十分な調査と議論が不可欠であるべきであったのであります。そういうこともあまりなく、本町は平成 18 年度より指定管理者制度への施設の一部が指定管理者制度へ移行しております。導入から早 4 年が経過しました。

そこで、質問の第 1 点、指定管理者制度を導入したすべての施設の具体的成果をどのように受け止めておられるのか質問をいたします。

第 2 点は、指定管理者制度で管理する施設も含め、公の施設の中で実態から見て、むしろ廃止して公共的民間団体や民間企業、NPO 法人に管理委託なりして運営させるのが望ましいのではないかと私は考えておりますが、町長の考えを伺うものであります。

次に、第 2 の質問であります。我が町は元来、自然環境に恵まれ、第一次産業を基幹産業として栄え、特に漁業においては、昭和 45 年ぐらいまでは大いに賑わっていたものと記憶しております。近年、漁法、漁具、漁業機械等、近代化され、労

力は削減されたものの、経費は大きく増え、水揚げはその反対に減少する、魚の価格は低迷状態であります。併せて、急激にどの魚類も激減しているとの、漁業者の悲痛な声を耳にし、またその現状を捉え、今回の漁業振興策について質問することとしたのであります。町長はこのことについて、本町の漁業の現状をどのように認識され、その振興策をどう講じていかれる考えか第1点の質問であります。

第2点は、本町にある漁業協同組合とも協議して、漁獲高の激減の原因、対策を真剣に検討すべき時期でもあり、県・国の指導、助言、そして協力を得て、具体的振興策を講ずる考えはないものか質問するものであります。

以上申し上げましたが、私は地方議会における一般質問の重要性を強く感じ、町民の声、心を町政へ反映すべく、毎回、一般質問を続けております。町政のさらなる進展を願っておりますので、的確な答弁を求め、第1回目の質問を終わります。

議長（藤井公明君） 竹崎町長。

町長（竹崎一成君） お答えいたします。

まず、指定管理者等に関するお尋ねでございますが、指定管理者によります管理運営につきましては、例を挙げますと、大野温泉センターのように使用料金制により、人件費や光熱費等の必要経費を差し引いた結果、町への寄附やあるいは雇用の確保にもつながっている施設、また御立岬公園のように管理運営上発生した赤字について、管理者自身によって補てんを行っておる施設もあります。また、古石地区生涯学習センターみどりの里におきましては、地域住民が一体となりまして、各交流会、研修会等を実施されておりました、地域の活性化に大いに貢献しております。このように、現在の指定管理者による管理運営につきましては、管理者自身、最大限の努力を行っておられ、利便性の向上が図られているものと考えております。

続きまして、公の施設の実態から見て、廃止、若しくは管理委託なりさせたらどうかというお尋ねでございますが、本制度は平成15年の自治法の改正により導入された制度でありまして、それまでの管理の委託制度から移行されたものであります。指定管理者制度におきましては、法人その他の団体であれば、指定管理者となることができ、指定管理者も公の施設の使用許可を行うことができるとされ、また地方公共団体が適当と認めれば、指定管理者にその管理する公の施設の利用料金を収受させることができるようになったわけであります。しかし、施設の性格、規模、機能等を考慮して、設置目的を効果的かつ効率的に達成するため、地域等の活力を積極的に活用した管理を行うことによりまして、事業効果は明確に期待できると考えまして、公募によらない選定を行っているところであります。一方、公の施設の公共性・公益性から、管理の適正化を担保するために、地方公共団体の管理監

督権の発動を行うために、地方公共団体の保有する施設の管理業務のうち一部を法人及び団体等に委託する、いわゆる直営方式をとっているところもあります。

続きまして、漁業振興策についてであります。1番目と2番目につきましては、関連しますので、まとめてお答えをいたします。不知火海区におきます水揚量は、この20年で約35%減少しております。天然資源であります魚は、漁場環境の悪化等の要因で減少していると考えられています。今後どのように回復させていくかは、本町のみならず全国的な課題になっているところです。また、芦北漁協、田浦漁協ともに、この20年余りで正組合員が半減しております、それぞれ100人を割っているという現状であります。後継者の確保も課題であると認識しております。

漁業の振興につきましては、従来から漁協をはじめとする関係者の意見を伺い、県の助言も得ながら、あらゆる具体的な施策を講じてきております。漁業環境の整備といたしましては、海浦漁港の改良、杉迫漁港の改良など、多額の投資を行っております。一方、牛の水漁港は本年度に浮き棧橋工事を行いましたし、今後、漁村再生交付金事業を活用して、漁港施設用地や道路新設など、総額4億円を投資する予定であります。

次に、漁業資源の確保のために、つくり育てる漁業への取組みとして、アマモ場の育成、各種稚魚の放流事業などを継続的に実施しています。不知火海という狭い漁場におきましては、漁業資源の確保や海の環境保全が最重要だと考えており、これらを今後も継続する姿勢で臨みます。なお、新しい動きといたしまして、御存知と思いますが、昨年からクマモトオイスターの試験養殖に取り組んでおりまして、関係漁業者も大いに期待をしておりますので、町も積極的に関与することとしております。また、海草の一種でありますアカモクが注目されていますので、町は23年度から行う農・林・水まちづくり支援事業を活用いたしまして、商品化の支援を行いたいというふうに思っております。

以上、答弁に代えさせていただきます。

議長（藤井公明君） 川尻君。

12番（川尻成美君） それでは、第1の指定管理者制度の方から再質問をいたしますが、まさにこの制度は、私は目的等からいいまして、期待するものというふうに感じておりますが、しかしながら、なかなか難しい問題が今出てきたのではなからうかなというふうに思いますが、要するに住民サービスの向上や効果的・効率的な施設の運営というのを図るということではありますけれども、それに町の負担というのが軽減されれば、非常に施設がお荷物にならずにですね、非常にいいんですけれども、今答弁におきましては、非常に効果が出ているというようなことでござい

ますけれども、喜ばれる施設等もございますけれども、やはり赤字等が一向に減らない状況、雇用の創出という面ではですね、あるんですけれども、私が一番感じるのが、民間企業に、例えば今、使用料金制というのがございますけれども、利用料金制というのにあたってはですね、ちょっと制度の見直し等が必要にならせんかなというふうに感じておるんですけれども、海浜公園の大野温泉センター等においては、やはりその工夫というのがもっとなされなくてはいけないんじゃないかなあというふうに思いますが、今後、この行政改革の方にもそう具体的には、成果等が表記してないわけでありまして、海浜公園においては指定管理者制度は導入してないわけですが、第三セクター的なマリンサービス等がございますが、その方に指定管理者制度にですね、移行するというようなことですね、考えていくべきじゃないかなあというふうに思いますが、いかがなものでしょうか。一つの施設だけですけど、今。

議長（藤井公明君） 竹崎町長。

町長（竹崎一成君） 海浜総合公園も含めましてですね、現在、指定管理者制度を指定している施設、あるいはそうでないところもあるわけでありまして、23年度に指定期間が満了いたしますので、今後24年度以降の方針につきましてはですね、ただ今御提言もありましたので、望ましい管理のあり方を十分検討した上、議会にもですね、御相談を申し上げ、方向を決めてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

議長（藤井公明君） 川尻君。

12番（川尻成美君） 導入におきましてですね、前向きな考えですけれども、要するに事業の経営状況を毎年6月に報告がなされるわけですが、県の青年の家の一部をやっておりますし、それとあわせてしますが、何か利益が出ているような感じで報告がなされますが、町からの負担金、受託金ですね、受託料を売上に上げている以上ですね、こういう結果になっているんですけれども、本当の事業会計といえますか、使用料金等も含めた中でやると、やはり2,000万円近くの私は経営赤字になっていると思うんですけれども、それを改善するためには、やはりどうしてもまた持ち出しが増えるわけでありまして、その点、工夫をしなければいけないというふうに思いますが、町長、どんな工夫をされる予定ですか。

議長（藤井公明君） 竹崎町長。

町長（竹崎一成君） 企業会計からいたしますと、もう御承知のとおりであります。ただですね、公の施設、公園等につきましては、その設置目的は、先ほども御発言がありましたように、住民の福祉の増進であります。そして、都市、地方の交流もその場でやっていこう、癒しの場としてもこれをですね、振興していこうと、まあ

いろいろあるわけでありませけれども、特に公園におきましては、本来ですね、無料であるべきなんですね。多くの人々が集まる場所でございます。本来無料であるべきであります、内外との交流、あるいはレジャー施設に乏しい地方にありましては、そういうのも設置しようということで、御立岬も海浜総合公園も設置しております。そこを利用する方々にはですね、せめて最低限の料金でも払っていただくかということで、今運営をやっておるところでもございますので、なかなか企業が運営するレジャー施設とは性格を異にしておるとい難しさがありますので、そこは一つ御理解いただきたいと思ひます。先ほども申し上げましたように、23年度には指定管理を行っているところが、これで契約期間が満了となりますので、これを目的にですね、指定管理しておるところ、しないところも含めまして、総合的に検討を加えて、議会の皆さん方にもまた新たな方向をお示しできればなあというふうに思っておりますので御理解いただきたいと思ひます。

議長（藤井公明君） 川尻君。

12番（川尻成美君） そこで、今度は一つ指定管理者が制度に加わる施設が、今度は御立岬が出てきたわけですね。旧田浦で独立採算制でやって、順調な伸びをFIGってきたんですけども、しかしながら、温泉施設と公園業務においては、ずっと累計赤字が出ております。肥後うららにおいて補てんをしていたという状況であるわけですね、インターが芦北町に出来た関係上、肥後うららの方もですね、その影響で売上が少なくなって、今後は分離した中でこの公園事業と温泉事業を指定管理者制度ですということ、全員協議会も開いてですね、こういう制度になるわけですけども、はっきり言って、また今後は9,000万円近い委託料をですね、払うというようなことになっております。トータル的に赤字の方が二千二、三百万出るような計算が出ておりますけれども、これについてもやはり利用料等がですね、ずっと改善されないということであればですね、2つの施設がそういう状況であるということは、非常にやっぱり危惧することありますので、何とかやっぱりこの制度導入においても、23年度、今年度で大体一応見直しをされるということであれば、私も冒頭申しましたように、議会の方もですね、議決がいるわけですので、議会の方もこの制度については十分勉強しながらですね、いい方法を模索しなければいけないというふうに思っているんですけども、そこに有限会社御立岬、有限会社マリサービス、2つの会社があるわけですので、そこで是非運営がですね、自己採算性においてですね、運営ができるような方法をやっぱりとっていかなければいけない、大きな課題があるというふうに思ひますが、今、町長が答弁されたので、答弁は求めませんですけども、そういう課題があるということをですね、やっぱり住民も知っておかなければいけないわけであって、議会としてもそういうのは不可欠な

問題かなというふうに思いますので、十分、有限会社の職員におかれましては、それを認識しながらですね、いい働きをしてもらうように施設に希望しますが、御立岬においては、ここにおられます教育長が代表者を務めておられます。そういう関係上ですね、役員も担当課長も理事になっておられるようでございますけれども、こういうのも町長、改善をしなければいけないんじゃないかと思いますが、併せてそういう問題をですね、町長、どう考えておられますか。

議長（藤井公明君） 竹崎町長。

町長（竹崎一成君） ただ今のお尋ねにつきましてはですね、十分考慮いたしまして、改善策を講じてまいりたいというふうに思います。

議長（藤井公明君） 川尻君。

12番（川尻成美君） あと2、3の施設を申しますと、古石地区生涯学習センターみどりの里、これが326万9,000円委託料を払っていて、非常に活気が出とったわけですがけれども、施設に所長以下数名おられますけれども、非常に献身的です、少ない報酬の中でやっておられるわけであって、これは使用料金等、この326万円もらっている中に、上がると返すというようなことになっておりますけれども、調査したところによるとですね、お客さんが多く来ると、料金は少ない中に経費がかかるんですよね。多く来てもらいたいんですけども、それにガス代とか、いろんなものが光熱費がかかってですね、これでは足りないという状況も発生するデメリットがあるんですよね。この点はどう報告を受けておられますか、町長。

議長（藤井公明君） 中原生涯学習課長。

生涯学習課長（中原豊徳君） 今の御質問にお答えをしたいと思います。

326万9,000円、そのとおり、債務負担行為で3年に限ってやるというようなことで決定しております。活気がないようであると、この頃はというような御提言でございましたですがけれども、基本的に活動内容を見ますと、非常にお客さんの入りも多うございますし、いろんな地域活性のためにも活動していただいておりますので、その付加価値については十分な効果が上がっているのではないかなというふうに担当等は考えております。ただ、今お客さまがたくさんお見えになると、その維持費が嵩むんだよということにつきましてはですね、まだ報告を受けておりませんので、随時調査をしてまいりたいと考えております。

議長（藤井公明君） 川尻君。

12番（川尻成美君） 私は、非常に努力してですね、地域は盛り上がっておりますけれども、毎年もうやっていかなければならないということで、やはり会社方式でもありませんし、住民総意の中でやっていくものですから、非常にやっぱり長くこ

れを維持していくには、何か明るい光が出るようなことも考慮しながらやっていけるようにというふうなことでございますので、勘違いをいたさないようにしてもらいたいと思います。そういうことでございますので、十分出向いてもらいましてですね、中身を把握されてもらえればなというふうに思っております。

また、桝屋においては、これはもう単独ですね、委託料ももらわずに、単独運営でやっております。これが私は理想というふうに思いますけども、やっぱり観光課の方に聞きますと、もう次からは維持管理費は払わなくてはいけないんじゃないかというような感じがいたしておりますが、この運営状況については、どう把握されておるでしょうか、商工観光課長。

議長（藤井公明君） 井上企画財政課長。

企画財政課長（井上民男君） はい。桝屋の芦北町薩摩街道の交流の運営状況でございますけれども、先般のですね、議会の中でも御説明を申し上げましたけれども、平成20年度の収支、これにつきましてはもう単独ですね、利用料金制度をとりまして運営を行っております、非常に多額の赤字が出ていたわけですが、これも指定管理者の努力によりましてですね、平成20年度の運営も行っていただいております。それから、21年、22年度につきましては、ふるさと雇用ですね、補助金をいただきまして、その補助金を人件費に充てたというようなことで、赤字も改善をいたしております。しかし、この補助金がなくなりますと、今後非常にですね、やはり厳しい運営が考えられます。それによりまして、議会でも指定管理者につきましてはですね、お願いをいたしているところでございますので、平成24年度につきましては、これを使用料金制度に移行をしたいというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

議長（藤井公明君） 川尻君。

12番（川尻成美君） あと、計石港の観光休憩所等は、漁協の方が管理しておりますけれども、管理委託料ゼロということでございますが、見てみますと、もう鍵が閉まってですね、全然使っていないという状況でございますし、今度、私も、ある団体ですね、うたせ船10艘ほど、5月の21日に借りて、ちょっと親睦を深めるんですけども、そこでその館をですね、会議室に使おうということで下見に行ったんですけども、100名ぐらいい入るんですけども、やっぱりうたせの方には力を入れて、いろんな条例もつくってありますしですね、やはりこの風光明媚な不知火海の中で、後でも漁業振興で話しますけれども、漁法等のですね、乗られた方はやっぱりそこで漁法等も、船の上じゃなくても館ですね、何かできるような、売り込みになるような形も必要になっていくし、もうそっくり漁協にやったら

いかがかなというような形も考えておりますし、吉尾温泉の方の施設も組合がありますけども、もう町の手を離れてですね、もうそっくりそこに譲渡するというような考えも今後あるんじゃないかなあというふうに思いますが、最後に町長、いかがでしょう。

議長（藤井公明君） 竹崎町長。

町長（竹崎一成君） そのようなことも含めましてですね、検討を進めていくということでございますので御理解いただきたいと思います。

議長（藤井公明君） 川尻君。

12番（川尻成美君） このことについてはですね、大きなリスクもありますので、今後議会としてもですね、しっかりと協議しながらですね、煮詰めていきたいというふうに思っております。

次に、漁業振興策でございますけれども、データも日々調べておられるようでございます。漁獲高の方もですね、そういうことでございまして、私も出向きまして調査等の書類もいただいております。今、平成15年度は120名の組合員、芦北漁協はですね、組合員でしたが、96名ということでございます。夫婦で組合に入っておられる方もございますけれども、冒頭、御礼を申し上げなくてはいけないのが漁港整備等についてはですね、非常に特段の計らいをしておられることをお礼申し上げます。今回の棧橋につきましても、今後、埋め立てから牛の水漁港に対する道路等の整備も計画されておりますけれども、その整備に多額な金をかけておる中に、漁業者の経営というのはですね、漁獲高が一番であるものですから、その整備と比例すればいいんですけれども、比例しないのが現状でございます。何はともあれ、海のものでございますので、やはりわからないではいけないというふうに思います。自然の摂理としていろんな問題がありますけれども、私思うのが、やはり魚種によっていろんな問題が出てくるのではなからうかというふうに思います。漁法においてもですね。火共第3号の漁業権とか、操業法とか、いろいろありますけれども、それに操業の期日とかもありますけれども、これは行政がですね、とやかく言うものではございませんけれども、県・国とも相談してですね、やはり産卵時期等は区域を定めてですね、するなりしないと、はっきり言って今の状況ではですね、もう漁業者がいなくなるといいますか、不知火海一円ですね、魚がいなくなるといような危惧をされておりますが、その悲痛な声等を町長、どう聞いておられますでしょうか。

議長（藤井公明君） 竹崎町長。

町長（竹崎一成君） 聞いております。それで、不知火海域のみならずですね、漁業に関しましては、いろんな法律がありまして、制約がかかっておるわけございま

すが、事この不知火海、八代海、有明海につきましては、知事の諮問機関であります漁業調整委員会、ここです、いろいろと調整を図っております。それと、県境でもございますので、鹿児島県あるいは長崎県、佐賀県、そういったところとのですね、また一つ別のレベルでのまた調整も必要なわけでありまして、大変利害が絡むですね、そしてまた生活のかかる難しい問題であります。そういう声は届いております。そして、県内におきましては、先ほど言いましたように、漁業調整委員会で知事に答申をし、知事はそれを受けて実施をしておるという状況であります。

議長（藤井公明君） 川尻君。

12番（川尻成美君） いわゆる漁業者ですね、トラブルが発生するに値するようなことも今出ているようでございますので、やっぱり行政としての役割というのは、今、町長が言われましたけれども、行政としてのやはり対応というのですね、非常に今後難しい問題でありながらも、県・国にですね、それなりのことをやっぱりしていかなないと、漁業者は、不知火海はもう破滅するんじゃないかと。高齢化が進む中に後継者もいなくなるという状況であるのは、もう現実でありますので、私が言いましたように、真剣に取り組む時期であるということ認識いただければというふうに思っております。また、うたせ船においての芦北漁協の資料によりますと、レディース船というのがございまして、前回も1,000万の補助金となされておりますが、総会資料を見ますと、約100万前後の売上で、経費としますと、ちょうどゼロになるような感じであります。よって、やっぱり観光うたせ船の推進というのでも出ておりますけれども、年々増加傾向にはなくてですね、返って減っているような感じがいたします。だから、その点についてもっとですね、4月1日から観光うたせ船が開業しますけれども、今どういうふうに今後このうたせ漁法をですね、町長、推進していかれるのか、何か明るい見通し、新幹線開通等もございまして、いかがでしょうか。

議長（藤井公明君） 竹崎町長。

町長（竹崎一成君） 観光うたせ船の振興につきましては、国の方も未来に残す漁業漁村百選に指定しております。熊本県を代表する、また存在でもあるわけでありまして。県と、そしてまた漁業関係者、町、それと観光業者ですね、これはもう本当に毎年その振興策を練っておるわけでありまして、新幹線全線開通に伴いまして、高速交通体系ももう整備されてきましたので、関係者の方々、さらにですね、連携を強化いたしまして、いろんな策を講じてまいりたいというふうに思っております。

議長（藤井公明君） 川尻君。

12番（川尻成美君） 今、アマモ増殖等もやっておられますし、継続して県の補助を受けながら、放流事業も行われておるからこそ、歩留まりはあるのではなからう

かとは思いますが、なかなか調査においてはですね、行政もできかねない部分もございますけれども、今後ですね、やはり私が幼少の頃を見ますと、湯浦川に天草あたりから漁船等が来てですね、湯治に来るような、ああいう川の水深でございましたけれども、もう大潮になりますと、うちの前までですね、干潟になっている状況なんですよ。だから、藻が生息してあったときには、非常に産卵をその藻に付けてですね、豊富な魚がそこで育っていっておりましたが、私が今後思うのは、もう2、3年前からも話があったんですけども、なかなか調整がつかず、浚渫工事ですね、浚渫事業についてですね、もうそろそろ取り組むべきじゃなからうかと。組合との協議の中にですね、そういうこともしなければいけない時期になっているんじゃないかなというふうに私は思うんですが、こういう浚渫等の事業に対しては、町長、どういう考えでおられますか。

議長（藤井公明君） 柳田農林水産課長。

農林水産課長（柳田豊彦君） 浚渫工事につきましては、漁協のごく一部からですね、そのような話があることも知っておりますが、基本的にですね、まだ意見が拮抗をしているような状況でございますので、そのへんを見極めながらですね、対応していきたいと思っております。

議長（藤井公明君） 川尻君。

12番（川尻成美君） なかなか総意のもとでやらないとですね、いろいろ発生するものがありますので、そう思いますけれども、何せこの漁獲高がですね、もうデータを持ってありますが、減っているということは、もう間違いないわけですので、悲痛な声をですね、十分御理解いただいて、行政のできる範囲を最大限に利用していただきまして、漁業関係者のですね、保護に努めていただければというふうにお願ひし、終わりたいと思います。

議長（藤井公明君） 川尻君の質問が終わりました。

次に、寺本修一君。

15番（寺本修一君） ただ今、議長より許可をいただきましたので、ただ今より一般質問を行います。

まず、冒頭に先の東北太平洋沖地震、通称、東北関東大震災、ある民放では東日本大震災と申しておりますけれども、被災者並びに犠牲者に心よりお見舞いと哀悼の誠を捧げます。

さて、今回は、3項目にわたりまして、一般質問を行います。1つが町有財産の管理状況について、2つ目、農業振興について、3つ目、児童・生徒のスポーツクラブ活動に対する体育施設の使用料についてでございます。

まず、1番目の町有財産の管理状況につきましては、総務常任委員会の閉会中の

継続調査事件で、私も総務常任委員会に所属をいたしておりますが、委員会で活発に審議が重ねられ、いろいろと議員より提言がなされております。そのことを踏まえまして、ほかの委員会のメンバーもございますので、現在の町有財産の管理状況はどうなっているのか、またその中で遊休施設がいくつあるのか、まずこの点をお伺いいたします。

次に、農業振興について伺います。農業を取り巻く環境は、先ほど川尻議員が漁業の話もございましたが、全く一緒に環境は誠に厳しい状況であり、私が最も危惧しておりますのは、漁業も一緒にございますが、10年後の農業農村はどうなるかということでございます。全国の農家戸数260万戸、就農平均年齢66歳、ということで戸数も減少の一途でございますし、平均年齢は間違いなく上がってまいります。本町も例外ではなく、戸数におきましては、平成17年度1,970戸が22年1,123戸と、5年間で847戸減少いたしております。人口も就農人口1,998人が1,696人ということで302名減少しております。私も本年、還暦を迎えました。集落の中で私も若い方から数えて3番目でございます。2人の私より若い方は全部50代。20代、30代、40代は1人もおりません。農業が基幹産業である本町も、これはどうなるかと危惧しているところでございます。そこで、基本でございます人材育成の農業を支え、将来を託す後継者あるいは新規就農者、Iターン・Uターン者を含む退職後の就農者への育成対策をどう考えているのか伺います。

次に、先ほど坂本議員の方からヒヨドリとイノシシの被害の話が出ましたが、これも大変な被害でございましたが、数量あたりが明確ではございませんので、私はイノシシ、ヒヨドリよりも、本当は大変なる厳冬でございまして、ラニーニャ現象の影響で、年末から1月にかけて低温が長く続きました。そして2度の大雪に見舞われ、低温と寒風、雪害が発生いたしまして、デコボン、甘夏に焼け果、傷果が多量出ております。生産者は途方に暮れております。JAの調べでは、その被害額は5億円ぐらいではないかというふうに言っております。これにほかの団体、柑橘組合等を加えますと、私はこの低温、寒風、雪害被害額は6億ないし7億ぐらいにはなるんじゃないかならうかと思っております。そこで、大変生産者農家が困っておりますので、これに対する何か救済策はないのか。過去、旧田浦時代には、台風とか干害対策でこういう救済策を出したこともございますので、何か救済策があればお聞かせを願いたいと思っております。

次に、3番目の児童・生徒のスポーツ活動に対する体育施設の使用料についてお伺いいたします。このことにつきましては、過去、何回もほかの議員から一般質問がなされ、また田浦地区の町政座談会におきましても質問がっております。私

は、芦北町と田浦町が合併いたしましたときの、当時の田浦町の体育協会の会長を務めておりました、その体協の合併時に田浦の種目協会並びにスポーツクラブの方より、児童・生徒並びにその保護者の負担軽減になるような使用料を考慮していただきたいというような要望を受けておりましたけれども、合併後6年を迎えますけれども、解決が今日まで遅れておりました、私自身も大変気にしている案件でございます。体協合併時はそれぞれのスポーツクラブに育成費補助ということで出ておりますので、それと施設使用料を相殺するなどの方法も模索したことも事実でございますが、使用料条例等がございますので、また旧芦北町と旧田浦町の公正・公平を考えましたときに、一部だけは無償化するというのは難しいということございましたけれども、このことにつきまして、町長が提唱されておりますスポーツ振興によるまちづくり、児童・生徒の競技力の向上と育成強化という観点から、先ほど言いましたように、使用料条例は遵守しながら、公正・公平に施設を利用してもらう具体的な方策はないものかお伺いをいたします。

以上、3項目につきまして、町長をはじめ執行部の明確なる答弁を期待し、1回目の質問を終わり、あとは自席にて再質問を行います。

議長（藤井公明君） ここで、昼食のため休憩し、答弁は午後1時より行います。暫時休憩します。

休憩 午前11時46分
再開 午後 1時00分

議長（藤井公明君） 休憩前に続き、会議を開きます。

竹崎町長。

町長（竹崎一成君） お答えいたします。

町有財産の管理状況について、現在の状況はどうかというお尋ねでございます。町有財産の管理につきましては、地方自治法、その他関係法令等に基づきまして、行政財産、普通財産ともに、健全かつ効率的な運用に努めているところであります。具体的な管理運用現況並びに遊休施設の状況等につきましては、担当課長より答弁をさせます。

2点目の遊休施設の件数でございますが、現在、遊休施設は1カ所でございます。

続きまして、農業振興についてであります。将来的に就農される予定で、農業大学校や果樹試験場などで研修される後継者に対しては、その研修に要する費用の一部を支援するなどの対策を行っております。また、定年退職を機に農業を始めよう

とする方や、他業種から就農を希望される方などに対しては、芦北振興局、関係市町、農業委員会及びＪＡあしきた等の関係者で、新規就農者に係る連携会議を立ち上げ、新規就農相談に対する支援を行う体制を整えているところです。新規就農にも芦北に縁故があるか、農地所有の有無、栽培技術や農業経営のノウハウを持ち合わせているかなど、それぞれ条件が異なりますので、これらに応じた支援を行う必要があると考えています。なお、平成２３年度には、農業分野における雇用機会の創出を図り、新規就農へつなげていくことを目的に、ふるさと雇用再生特別基金事業を活用した地域農業担い手育成支援事業を計画しています。

続きまして、寒波によるミカン等への被害に対する救済策のお尋ねでございます。平成２２年産のデコポン、甘夏は、裏年のため、もともと生産量が少ない上に、ヒヨドリの被害にあわせて御指摘のとおり年末の強風と積雪によって大きな被害が出ています。甘夏は強風による傷、デコポンは積雪による焼け果の発生が目立っています。２月の中旬にＪＡの担当者が調査したところは、甘夏の傷果が約３１トン、デコポンは軽度の焼けが発生し、別販売される果実が約６７トン、そのほか重度の焼けを含めた加工向けの果実が２８５トンということです。なお、デコポンについては、日を追って焼け果の発生量が増加していきますので、最終的には加工向けが５００トンを超えるのではないかと見られています。救済策については、その被害量が出荷実績から農家ごとに把握できますので、何らかの支援を検討できると思っております。例えば、被害果の精算価格に一定の補てんを行うなどの措置が考えられます。また、ＪＡ等生産者団体は、低利融資等の検討を始めていますので、これに対する利子補給も支援の対象になると思います。いずれにせよ、前年に比べて柑橘類の販売高が、御発言のとおり５億円程度落ち込むと想定されていますので、芦北町の主要作物を守る観点からも、積極的なてこ入れが必要だと感じているところであります。

続きまして、児童・生徒のスポーツクラブ活動に対する体育施設の使用料についてでございますが、所管します教育委員会に答弁を委ねます。

以上であります。

議長（藤井公明君） 井川総務課長。

総務課長（井川良一君） 平成２２年度の町有財産の管理状況についてお答えいたします。

町有財産のうち、土地、建物、それぞれの面積は、２２年度当初におきまして、山林を含む土地の面積が約９９２．６ヘクタール、建物面積が約１５万平方メートルでございます。うち財産の有効活用のため、個人及び法人に貸し付けを行っている土地が５１件、建物が１０件ございます。町営住宅を除く財産貸付などによる収

入は、土地、建物を合わせまして、年間で630万円ほどになります。また、普通財産につきましては、貸付、運用とともに売却可能な土地から順次、資産評価を進めているところでございます。

議長（藤井公明君） 竹浦教育長。

教育長（竹浦裕道君） お答えいたします。

現在、児童・生徒のスポーツクラブは、野球、バドミントン、サッカーをはじめ、17のクラブが活動しており、その利用につきましては、主として学校を拠点として指導者のもと、スポーツに励んでおります。しかし、地域性や学校に屋外照明施設がないなどの理由で、町営の体育施設を使用せざるを得ないクラブが現在3クラブ存在しています。この3クラブについては、芦北町体育施設条例を適用しているため、使用料を納めなければなりません。そのため、他のクラブと比較した場合、クラブ経営の負担割合で均等制に欠けている部分があると考えます。使用料につきましては、条例がある以上、これを遵守するのが当然であります。17のクラブが公平・公正に施設を利用し、整合性を保つことが重要と考えます。よって、他のクラブとの均一化を図るため、先ほど述べました理由等により、町営体育施設を利用する場合は、相当分を育成費補助として助成していく方向で考えておりますので御理解をいただきたいと思っております。

議長（藤井公明君） 寺本君。

15番（寺本修一君） ただ今、御答弁いただきましたが、それぞれ3項目のうち1項目ずつ再質問をしたいと思います。

まず、町有財産の管理状況でございますが、このことにつきましては、今、総務課長の方から答弁がありましたように、それぞれ面積、土地、建物、それから貸付件数等、答弁があったとおりでございますが、総務常任委員会の方でも提言がなされておりますように、有効かつ効率的に町有財産を運用するために、貸し付け、それから特に古い町営住宅とか住宅地とか、そういうものにつきましては積極的にやっぱり貸し付け、売却を推進すべきだろうと思っております。そういうことで進めていただきたいと思っております。

町長の答弁で、遊休施設は1カ所あるということでありましたが、具体的にそこはどこなのか、また私は御立岬公園のみかんの家も遊休に近い状態じゃなかろうかというふうに把握をいたしておりますが、具体的に答弁をお願いします。

議長（藤井公明君） 井川総務課長。

総務課長（井川良一君） ただ今、遊休施設1カ所につきましては、旧国民年金保養センターでございます。

議長（藤井公明君） 坂梨商工観光課長。

商工観光課長（坂梨 優君） みかんの家は遊休地じゃないかとの御質問でございますけれども、利用形態は変わっておりますけれども、現在、遊休施設ではありません。

議長（藤井公明君） 寺本君。

15番（寺本修一君） 遊休施設が1カ所あるということでございますので、具体的にお伺いをいたします。まず、旧国民年金保養センターでございますが、これも度々ほかの議員の方から一般質問がっておりますが、経緯等も十分理解しております。リーマンショック以後、経済状況が極めて悪化しましたので、話が進んでおりましたけれども、それが途絶えているという状況下だろうと思っておりますが、この旧国民年金保養センターの現在までの取り組みと、今後の再利用あたりをどのように考えているのか答弁をお願いします。

議長（藤井公明君） 竹崎町長。

町長（竹崎一成君） これまで、町といたしましては、旧年金保養センターを今後も宿泊施設として有効活用を図るべく、県内外の各企業に働きかけ、誘致を図ってまいりました。平成21年12月までに10社から打診があったところです。ところが、御指摘のように、リーマンショック等の影響によりまして、国内の景気、経済が悪化をいたしまして、誘致までにはいたっておりません。昨年、熊本県知事が本町を視察された折に、本施設に対して強い関心をもたれたわけございまして、その後、県とタイアップして企業誘致を図るとともに、第5次水俣芦北地域振興計画の中で最重点事項として位置付けております。現在、2業者が関心を示していただいております。具体的な計画書の提示を待っているところであります。以下、詳細につきましては、担当課長から答弁させます。

議長（藤井公明君） 坂梨商工観光課長。

商工観光課長（坂梨 優君） 2業者につきまして御説明申し上げます。

現在、提案された計画の概要でございますけれども、A業者にあつては、建物をリフォームして再利用を再開させたいということです。それから、B業者にあつては、現建物を取り壊し、旧国民年金保養センターから萩の越海水浴場までを含めたリゾートホテルを計画をしたいという提案がなされております。いずれも、両業者にあつても、温泉を核とした施設でございますので、今後は温泉掘削等を含めて町との協議が必要になるかと思われま。

以上です。

議長（藤井公明君） 寺本君。

15番（寺本修一君） 答弁いただきましたように、旧国民年金保養センターにつきましては、宿泊数も本町、少のうございまして、また入り込み観光客が年間110

万程度あっておりますけれども、それを滞在型にするためにもですね、是非一つこの旧国民年金保養センター跡地につきましては、積極的な企業誘致を促進していただきたい。もちろん貸し付け、売却等も視野に入れながら、是非一つ今の取り組みを進めていただきまして、実が実現いたしますように要望いたしておきます。

次に、質問事項が数多くありますので、手早くすばっといきたいと思っておりますので、答弁も明確によろしくお願ひしたいと思っております。御立岬公園のみかんの家は遊休施設ではないということでしたが、もちろんあそこはレストランがありまして、上の方に、温泉センターの方になおりまして、現在はアイスクリームの製造や、あるいは申請があったときに利用しているというふうな現状でございますけれども、大変私はこれももったいない施設だなと。川尻議員の方から公の施設の、あるいは指定管理の質問がございましたけれども、先般の補正で、あそこが使用料金制の方に移行いたしましたので、ここを有効活用してですね、御立岬公園の入り込み数、あるいは収益を上げることが、あそこの利用促進、有効活用につながるというふうに考えておりますので、このみかんの家の今後の利用計画はないのか、あるのか答弁をお願いします。

議長（藤井公明君） 坂梨商工観光課長。

商工観光課長（坂梨 優君） 今後の利用につきましては、今までありました各種のイベント等も含めてですね、町内で開催されますイベントの会議、民間への貸し付け、研修施設等として活用を図ってまいりたいと。また、今までメインでありましたアイスクリームの製造販売がかなり好調でありますので、これらをメインに取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

議長（藤井公明君） 寺本君。

15番（寺本修一君） 先ほど補正といたしましたが、23年度予算でそういうことに移行するようになっているようでございます。23年度予算でこれも企画財政の方で、委員会で説明がありましたけれども、御立岬公園で県・環境庁の補助事業で、環境フィールドミュージアム事業というのが計画されているようでございます。中身をちょっと企画財政課長、事業内容を簡単によろございますので説明をお願いします。

議長（藤井公明君） 井上企画財政課長。

企画財政課長（井上民男君） フィールドミュージアム事業についての事業内容の件のお尋ねでございますけれども、事業内容でございますが、平成23年度から御立岬で実施いたします。まず、内容でございますが、伝承遊び体験学習事業としまして、伝承遊びのインストラクターの育成をやるということで、研修会を4回程

度計画をいたしております。そのほかに体験イベント、これも伝承遊びの体験のイベントでございますけれども、3回程度を計画をいたしております。

以上でございます。

議長（藤井公明君） 寺本君。

15番（寺本修一君） そういうことで、23年度フィールドミュージアム事業ということで、ソフト面の事業が展開されるようでございます。これも委員会のときにも申し上げましたように、これが単年度で終わることなくですね、この油が燃えさかるようにですね、次年度からも継続してこれをしていただきたいということで思っております。そういうことで、みかんの家をですね、今答弁でありましたように、子どもたちが集まる伝承遊びとか、そういう拠点の施設にできないものだろうか。鹿児島大学と連携して、鹿児島県では鹿屋市とか南さつま市とかですね、図書館に併設して伝承遊び室とか博物館とかがあるようでございます。全国どこもまだ独自の館として、そういう子どもの伝承遊びに対する博物館というのはないようでございますので、是非これをですね、みかんの家を有効活用する意味からも、取り組んでいただいて、そのフィールドミュージアム事業がさらに発展していくように、これをしますと、イベントをすることによって、子どもたちが300、400まいますし、そのことが御立岬公園の集客増になりますし、それが増収になりますので、先ほど川尻議員の方からもありましたが、町の負担も軽減できるというふうに私は考えております。そういうことで、この構想で、一つの例でございますけれども、今私の提言につきまして、町長の見解をお伺いします。

議長（藤井公明君） 竹崎町長。

町長（竹崎一成君） 大変ユニークな取り組みであるというふうに思っております。他にまだ拠点施設を持たずにですね、実施しておる。拠点としたらどうかということでございますので、積極的に取り組んでまいりたいと思います。伝承遊びの中にですね、やはり忘れ去られた日本人の心、あるいは歴史、そういうものがですね、私はやっぱり残っておるというふうに思いますので、単年度で終わることなく、継続してこの事業は取り組んでまいりたいなと思っておりますので、いろいろ御指導方もまたよろしくお願ひしたいと思います。

議長（藤井公明君） 寺本君。

15番（寺本修一君） 力強い御答弁をいただきまして、是非一つ推進をしていただきたいと思ひます。まさしく、あの地はフィールドミュージアムという名にふさわしい、子どものためには素晴らしいロケーションでございますし、自然が残っておりますので、是非一つ、みかんの家をこの拠点施設になるように、十分なる検討を、町長からも力強い答弁をいただきましたので推進をしていただきたいと思ひま

す。

次にですね、農業振興についてお伺いをいたします。それぞれ取り組みをされておりまして、私も先ほど申し上げましたように、人をつくらなければ、これは特に大変なことになるなというふうに思っておりますので、後継者、新規就農者を含めた専門的な人はですね、これは育成しなければなりません。しかし、数が少のうございますので、それらの方々は国も目指しております農業生産法人的なものへですね、推進していかなければなりません。それから、退職後の就農者、あるいは異業種からのＩターン・Ｕターンの就農者につきましてもですね、山口県の旧平生町、合併して今何市になっとるかそこまで調べておりませんけれども、ここはですね、２０年前から退職した人に、６０から７０まで１０年間、農業をやってくださいと。しかも、減農薬に近い農業で、その農産物は町とＪＡが連携して、神戸の灘生協へ産物を販売するというような支援体制をつくって、大変成功しているところもございます。そういうことで、新規就農者、退職後の就農につきましては、いろいろ本年度の予算でも６５歳以上のミニハウスに２分の１を町が補助する。それから、先ほど答弁にもありました後継者につきましては、農業大学の試験場等の研修に行く費用の一部を補助するというような予算措置をされておりますことは高く評価をいたします。ある町ではですね、畜産の盛んな町でございますが、新規就農者に牛１頭をやるとか、あるいは就農資金の援助として１００万円やるとか、そういう具体的な措置をしているところもありますので、是非この二本柱で新規就農者、後継者と退職就農者に対しては、研修会なり講習会を積極的に進めていただいて、特に退職後の就農者につきましてはですね、今、集落営農がこれも国の政策で進められておりますけれども、この集落営農の中心になる人が、専業農家がもう少し多いので、自分の仕事が手いっぱいですので、是非一つ退職後の就農者にですね、この集落営農を組織化していただいて、そのリーダーになっていただきたいというふうに私も考えております。そういうことで、これも一つ、まあ答弁いただきましたけれども、新たな見解をお伺いいたします。

議長（藤井公明君） 柳田農林水産課長。

農林水産課長（柳田豊彦君） お答えいたします。

議員が御指摘のとおりですね、新規就農者というのが一朝一夕に増えるわけではございませんので、今後の農家人口の減少等、そのあたりを非常に危惧をしますので、まずは集落営農の組織づくりを目指さなければいけないというふうなことを切に思っておりまして、実際動きが一、二ありますので、そのようなことを踏まえましてですね、今年、２３年度から農林水産業をテーマとしたまちづくり支援事業というのを立ち上げました。それで、その集落営農の組織づくりのための活動費に助

成をしようというふうなことも考えているところでございます。それに併せて、先ほど申されました定年後の就農者、いわゆる定年帰農者ですけれども、このような方々につきましてはですね、その集落営農の一員として参加してもらおうと。そして、主要な作業等に從事してもらおうといったようなイメージを私も持っているところでございます。一方、芦北町の主要作物であります果樹につきましては、集落営農というのも当然つくっていかねばなりませんけれども、なかなか難しいこともございます。それで、果樹については、その集落営農の取り組みに加えまして、作業の受託組織、ＪＡあしきたさんが一生懸命頑張っておられますけれども、そういう受託組織を充実をさせまして、主要作業であります草刈りでありますとか防除、剪定等にですね、従事をするような、加勢ができるような、そのような方々の育成を務める必要があるのではないかとこのように思っております。

以上です。

議長（藤井公明君） 寺本君。

15番（寺本修一君） 竹崎町長をはじめ、柳田農水課長、職員、大変素晴らしい構想を持っておられますので、是非一つ積極的にですね、県、農業委員会、ＪＡあたりと連携して推進していただきたいと思います。特に退職後の就農につきましては、研修会とか講習会、融資あたりの斡旋等も重要なポイントになってきますので、是非この付近もお含みおきいただいて、推進していただきたいと思います。

次に、寒波によります低温、寒風、雪害被害果への救済策でございます。町長の方から答弁がありましたように、本年度は裏年で、甘夏で前年比の83%、デコポンで61%でございます。この裏年もありましたけれども、坂本議員の一般質問でありましたヒヨドリ、イノシシの被害もそれに助長いたしました。そしてまた、この寒風、低温、雪害でございます。生産農家は途方に暮れておるわけでございますので、答弁がありましたように、現在では、これはＪＡの調べですが、減量が300トン近く、それから焼け果、傷果等がありますので、私も最終的には答弁にあったように、500トン前後にはこの被害が上がるというふうに考えております。そこで、何らかの救済策を考えるというような答弁でございましたが、具体的にです、この救済については農林水産課あたりでは、まあ構想で結構ですので、考えをお聞かせ願いたいと思います。

議長（藤井公明君） 柳田農林水産課長。

農林水産課長（柳田豊彦君） 先ほど、町長からも答弁がありましたように、被害果の精算価格に一定の補てんを行うというふうなことは、一つの方法として考えられるだろうと思います。それで、これからの段取りとしては、あくまでこの雪による

焼け果が発生しなくて、正常な成果として販売できたものが、焼けが発生して、そのランクを落として販売しなければならなくなった品物、その両方ですね。ともかく正確に把握をした上で、それに対して何らかの補てんをするということが必要になります。それで、まず今出荷の最中でありますので、出荷が終わって、JAや柑橘組合等の精算が終わった時点で、そのへんの被害量を各施設に把握することが、まず第一の作業になると思いますので、このあたりの方針が決まるのはもうしばらく時間がかかるというふうに思っておるところでございます。

議長（藤井公明君） 寺本君。

15番（寺本修一君） 大変有難い救済策を考えられているようで、私も安心をいたしました。実績に応じてですね、是非一つ、これは明確な数量が減量として、あるいは焼け果、傷果として出荷量が出てまいりますので、それに対して、私は町もちろん救済策を講じなければなりませんけれども、それに上乘せしてJAなり果実連あたりも、JA・柑橘組合あたりにも救済策を講ずるべきじゃなかろうかというふうに思っております。

それからもう1点、その上乘せ補てんにつきましてはですね、結構な数値でございますので、推進していただきたいと思いますが、かなりの減収になります。そういうことで、農家への営農維持資金をですね、是非一つ、これもJA・果実連あたりと連携して、そういう融資を考えていただいてですね、町の方で利子補給あたりをしていただく、まあ答弁でそれも考えているということでしたが、再度、このことにつきましても町長より明確なる答弁をお願いします。

議長（藤井公明君） 竹崎町長。

町長（竹崎一成君） ここ数年ですね、特に果樹については、大変な生産量の落ち込みでありまして、地域経済に相当の打撃を与えております。また、町財政にも多大の影響が出ておるわけでございますので、生命を支える重要な産業分野でもありますので、これまで答弁いたしましたように、きちっとこれは実現できるように、JAをはじめ、県、関係機関と協議をしながら、対応してまいりたいというふうに思いますので御理解をいただきたいと思っております。

議長（藤井公明君） 寺本君。

15番（寺本修一君） 力強い御答弁をいただきまして、ありがとうございました。是非一つ推進をしていただきたいと思っております。

この災害につきまして、最後にこの農業災害のためにですね、国の法律で農業災害補償法で農業共済という制度がございます、熊本県農業共済組合、そこに芦北支所がありますけれども、こういう災害のために、災害収入方式で80%を切ったときに補償する農業共済がございます。本町も果樹共済につきましては、そのうち

掛け金の30%を補助していただいております。津奈木、水俣は10%でございます。大変厚い、温かい補助をいただいておりますので、私はこういう災害が起きたときに、加入者と未加入者がばらばらでございます。是非一つですね、これもJAあたりと連携して、果樹共済への加入推進をですね、積極的にしていただければ、全部がかたっとけばですね、ある程度はこの農業共済で補てんできるので、是非一つ推進方をお願いしたいと思います。柳田課長の決意をお伺いします。

議長（藤井公明君） 柳田農林水産課長。

農林水産課長（柳田豊彦君） 私の決意ということとはございませんけれども、実際の加入率というのを御紹介をしておきたいと思っておりますけれども、甘夏、デコポン生産者は、芦北町内では27.2%、4人に1人という状況であります。そして、最近の推移を見ますと、価格がずっと低迷をしております、それに比例をですね、共済に加入戸数が減っているという状況であります。もう少し、芦北町が一番助成をしているということを宣伝をしましてですね、共済の加入促進につなげてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

議長（藤井公明君） 寺本君。

15番（寺本修一君） 是非一つ、加入促進をこの件につきましても進めていただきたいと思っております。

時間がございませんので、最後の体育施設の使用料、竹浦教育長の方から答弁がありました。私の理解した範囲内で答弁を分析してみますと、それぞれ学校施設なり、町の体育施設を使っているところがばらばらで、3クラブだけは町の体育施設を使っていると。そういうことで、均一化、公正・公平を考えた上で、実績に合わせてその3クラブに対しては育成費補助金ということで、従前の育成費補助に実績を踏まえて上乘せをするということで理解よろしゅうございますでしょうか。

議長（藤井公明君） 竹浦教育長。

教育長（竹浦裕道君） 今、議員からあったとおりでございます。均等性を図るために、3団体につきまして、しっかりした対応をさせていただきます。

議長（藤井公明君） 寺本君。

15番（寺本修一君） 冒頭にも申し上げましたように、このことは私も頭を大変悩ませておりました。また、平成18年3月の文教厚生常任委員会、私は当時、文教厚生委員でございましたけれども、陳情がまいりまして、文教厚生委員会で不採択にしました。その理由はですね、施設使用料以上の育成費補助金を出しているという一覧表をいただきました。また、旧芦北町と旧田浦町のそれぞれのクラブの公正・公平性を鑑みたときにですね、田浦だけに無償化するのは、さっき体育施設使

用条例からも問題があるということだったので、文教厚生委員会ではその当時、不採択になりました。今の答弁を聞いておりますと、そのことを踏まえて、児童・生徒の、あるいは保護者の負担軽減になるように、従前の育成費補助にその使用に似合うような形で、実績に応じて上乘せをして育成費の補助を出すということですね。大変、私は妙案だと思います。児童・生徒並びに保護者も大変負担軽減になりますので、大変結構な措置じゃなかろうかというふうに思います。既に23年度の予算にもそのことも計上してあるというふうな、明日、可決されますけれどもですね、そういう大変御英断をですね、生涯学習課、竹浦教育長、竹崎町長、していただきましたことを厚く御礼を申し上げます。

今回の一般質問は、数多くいたしましたけれども、実に執行部より実のある答弁をいただきまして、町民のためになる温かい御答弁をいただきましたことを厚く御礼を申し上げまして、私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

議長（藤井公明君） 寺本君の質問が終わりました。

最後になりました。草野君。

7番（草野安道君） 皆さん、こんにちは。

最後の一般質問者になりましたが、大変お昼を食べられて、満腹感を味わって、大変お疲れじゃないかと思えますけれども、最後でございますので、よろしく願いを申し上げておきます。

まず、一般質問の前に、私も先の東北関東大震災で被害に遭われました方に対し、心よりお見舞い申し上げますとともに、無情にも命を亡くされました方々に対しまして、心より哀悼の誠を捧げ、御冥福をお祈り申し上げます。また、各々議員としても、他人事ではなく、いつ何時、自分の身にふりかかるかもしれませんし、震災に対して、心暖まる義援をしていただけたと思います。私は、先般、ほんの気持ちでございますけれども、募金箱に投入してまいりました、一日も早い復興をお祈り申し上げ、一般質問に移ります。

それでは、通告しておりました県道27号、芦北球磨線の塩浸寒気間の工事について質問いたします。昨年の6月29日の夕方、梅雨前線による大雨で、崖崩れによる災害が発生し、7月9日までの約10日間ぐらい、全面通行止めになりました。その後、防護柵により、8月11日までの約1カ月間と、11月1日から12月の26日までの約2カ月間の間、合わせまして約3カ月ぐらいでございますけれども、昼間は片側通行ができるようになりましたが、夜の午後8時から翌朝の6時までの夜間の時間通行止めにより、日常生活に大変不便を強いられたところがございます。その後、時間制限が解除され、終日、片側通行できるようになり、不便な

生活が解消され、安心していたところでございますけれども、また先週の9日と10日、また今週の14、15日の計4日間、夜間の時間通行止めが実施されたところでございます。そのとき、たまたま仕事で残業があったり、会議等があり、中には突然の無情等があり、通夜するときなど、大変な不便を強いられます。なぜ、県の工事を町の一般質問にするのかという疑問もありますけれども、あの県道は大野、白木、告地区の方々はもちろん、町民の方々にとりましても、仕事等で芦北球磨線を利用される方々に対しましては、生活に欠かせない主要道路でございます。その主要道路の工事について、町民の方々は大変不安を持っておられます。どんな工法や、どんな方法で修復されるのだろうか、もう通行止めの規制等はないのだろうか、またいつ頃完成するのだろうか、いろいろな質問や疑問をもっておられる方が大勢いらっしゃるし、町民として当然知る権利があります。そこで、町民の皆さんにわかりやすい内容説明がほしいところでございます。そうすれば、町民の皆さんが安心して生活できると思い、質問したところでございます。どうぞ、県の工事でございますので、わかる範囲でいいですからお答えいただければと思います。

そこで、まず第1点目を町長に質問いたします。幸いにして、人命的、物的被害はなかったものの、先ほど述べたとおり、地域住民の生活に大変な不便を強いられたのは事実でございます。町として、これまでどのような対応や要望を行ってこられたのか、また今後の復旧に対して、どう求められているのか質問いたします。

第2点目以降について、担当課長に質問いたします。災害復旧の工法や方法は、どんな風で行われるのか。また、完全復旧、完成の予定はいつ頃なのか。それに、完成の予定まで、今後、交通規制や時間通行制限等はまだあるのか、それともないのか。以上について、あくまでも県の工事であり、わかる範囲でいいですから、町民にわかりやすくお答えください。

最後に、町道として白木松生線と庵の山田川線に対する拡幅等改良工事の予定があるのかないのか質問いたします。というのも、皆さんも御存知のとおり、県道が全面通行止めするとき、白木松生線で脱線や事故等が発生したことは御存知のとおりでございます。そういう事故等が1日でも早く解消できるよう迂回路としてではなく、立派な町道として、また生活道路として通行できる道路にしていきたいのであります。そこで、今後の計画があるのかないのか、町長及び課長に質問いたします。なお、申し添えておきますが、中にはすぐに対処していただいた箇所もあります。皆さんお気づきであるのかわかりませんが、庵の山田川線の町道のカーブミラーがくもり、また周りの木々の小枝が伸びて、カーブミラーにさしかかり、対向車が大変見えにくいので、周りの木々の小枝等を除去して、よく見れ

るようにしてほしいと要望いたしました。そうしましたら、2、3日後にはきれいに見えるようになり、対応していただきました。すぐに対応していただきましたことに対しましては、当たり前のことかもしれませんが、私としては有難く感謝を申し上げます。ありがとうございました。

以上で、登壇からの質問を終わり、再質問につきましては自席からいたします。
議長（藤井公明君） 竹崎町長。

町長（竹崎一成君） お答えいたします。

御質問の県道芦北球磨線、塩浸付近法面崩壊につきましては、御指摘のように、昨年6月27日からの大雨のため、2日後の29日、午後6時半頃に2,800立方メートルの岩混じり土砂が道路上に崩落しまして、通行不能となったものであります。

御質問の1点目、町として県に対し、どのような対策・対応をしてきたかでございますが、本件におきます第一義は現地道路の安全な通行の確保でありまして、そのため管理者であります芦北地域振興局に対し、早期復旧を幾度も幾度も強く要望してまいりました。

御質問5点目、迂回路となります町道2路線の改良計画につきましては、白木松生線で1.5車線道路建設を目指し、庵の山線につきましては、将来的には部分改良を考えております。

以下、それぞれの御質問への残余の答弁につきましては、担当課長からさせます。

議長（藤井公明君） 竹田建設課長。

建設課長（竹田茂幸君） まず、第1点目でございます。町として、県に対してどのような対策・対応をしてこられたかでございます。早期の着工、復旧と併せて、全面通行止めの影響を少なくするために、夜間での作業等を要望してまいりました。県とされましては、できる限りの努力、例えば通常ならば崩壊地の施工は地盤が落ち着くまで2次災害防止の面から現場作業には入らないものでございますが、今回は事業費割高となりますけれども、夜間作業の上、重機の遠隔操作による作業も行われました。

次、2点目から3点目、4点目につきましては、芦北振興局に確認したところの回答でございます。

2点目、どのような工法でやられるのかでございます。これにつきましては、吹付法枠工とアンカー工法を併用したもので、具体的には崩壊した法面を成型し、グラウンドアンカーを打ち込み、コンクリート法枠を施工します。施工方法の例では、田浦インター芦北寄りの上り車線、右側法面が同じようなものということでござい

ます。

3点目、完全復旧についての予定でございます。3月中契約見込みで、工期は標準で7カ月でございますけれども、受注した業者とも協議し、できるだけ短縮したいとのことでございます。ただし、今回の東北地方太平洋沖大震災復旧工が急がれることから、資材確保が懸念される情報もあるとのことでございます。

4点目でございます。完全復旧までの間、交通制限等はあるのかないのか。現在、道路上に設置してございます防護柵は、通行の安全を確保するため、復旧工事完了まで撤去しないものでございます。従いまして、昼夜片側交互通行になります。

5点目でございます。迂回路として白木松生線と庵の山線の町道拡幅等改良予定はあるのかないのか。あるとすれば、どんな考えか、どんな方法かでございます。町道白木松生線は1.5車線道路への改良を目途とし、23年度予算には道路沿線の特に耕作されていない農地の取得を予定しております。庵の山線につきましては、当面、現道の維持補修で対応し、状況を見ながら計画したいと考えております。

以上でございます。

議長（藤井公明君） 草野君。

7番（草野安道君） 県の工事でございますので、大変わかりやすいというか、私たちには、町民にとりましては、工法や方法等はあまり理解できないところがありますけれども、私から考えれば、やっぱり現在の吹付け工事ということで理解しております。そこで、町長にでございますけれども、今後の復旧に対して、先ほど課長からありましたが、今後の時間通行止めや夜間の通行制限につきましては、大変町民にとりましては不便さを感じておりますので、人命第一でございますけれども、夜間の時間通行止めに対しては、極力省いていただき、現在の片側通行で完成までしていただければということで、県の方には強く要望していただきたいと思いますが、町長の見解をお聞きします。

議長（藤井公明君） 竹崎町長。

町長（竹崎一成君） 当路線は、先ほど来、お話が出ておりますように、大変重要路線でございます。これまでどおりですね、通行に極力支障がないように、御相談、協議をですね、続けてまいりたいと思っておりますので御理解をいただきたいと思っております。

議長（藤井公明君） 草野君。

7番（草野安道君） まあそのようなことで、生活道路に対しましては、貴重な道路でございますので、どうぞ県にもそのようなことを強く要望していただき、一刻も

早い完成をできるように努力をしていただきたいと思います。

課長に再度質問いたします。町道の白木松生線の1.5車線を、23年度、土地の改修ですか、そういうことをやっていく、そういうことで理解していいと思いますけれども、23年度の予算については計上を、金額として土地の買収のメーターですかね、私たちに対すれば何メーターぐらいでいくぐらいの予算で、23年度工事をするかということにつきまして、再度質問をいたします。

議長（藤井公明君） 竹田建設課長。

建設課長（竹田茂幸君） 23年度に計画しております白木松生線の用地取得の計画でございますが、平米数で5,700平方メートル、キロ数にして1キロでございます。予定しております金額が1,164万円を計上して、明日、お願いするところでございます。

以上でございます。

議長（藤井公明君） 草野君。

7番（草野安道君） 大変わかりやすく説明していただき、また23年度の予算計上してあるということで、1キロということでございますけれども、今までそういう状況が大変目に見えなかったところでございます。そういう思いからしますと、町民にとりましては、1キロでも2キロでもそのように前向きに取り扱っていただくということは、大変有難いことだと思いますけれども、今後また23年度はそうでございますけれども、24年、25年度にもそういう予算計上をしていただき、できますと、先ほど申しましたように、迂回路としてではなく、町道として立派な生活道路になるよう、再度、工事をして、計画をしていただければと思いますけれども、それにつきましては町長に一応、予算関係でございますので、町長に今後の計画、それに予算等につきまして、町長の見解をお聞きしたいと思います。

議長（藤井公明君） 竹崎町長。

町長（竹崎一成君） 御指摘の町道につきましては、私も幾度となく通りまして、現況も承知しております。両地域を結ぶ道路だけではなくて、広く周辺地域にも効果のある道路でもございますので、大事な道路と位置付けまして、これからも計画をしてまいりたいと思いますので御理解をいただきたいと思います。

議長（藤井公明君） 草野君。

7番（草野安道君） はい。前向きな答弁をありがとうございました。課長の答弁で、庵の山田川線につきましては、現状維持をして復興していくという考えでございますけれども、できましたら、白木松生線と同様ですね、庵の山田川線につきましても、各自、拡幅工事等を加え、町民が安心して通行できるような道路、町道にしていきたいと思いますと思いますが、その件につきまして、再度、白木松生線は先ほど

答弁いただきましたが、庵の山線につきましても、再度そのようなことで計画をしていただきたい、そういう町民の要望もありますので、その点について、再度、課長でもいいです、町長でもいいですので、どちらかが前向きな答弁をしていただければと思います。

議長（藤井公明君） 竹崎町長。

町長（竹崎一成君） 町長が答弁いたします。

庵の山線につきましては、利用頻度であるとか、あるいはですね、投資効果とか、いろいろとまた検討していく必要がございますので、将来的にはですね、部分改良ということできたいとは答弁で申し上げましたが、当面は精査をさせていただきます、位置付けを確定した上でですね、また議会にもお諮り申し上げまして、整備に努めてまいりたいと思いますので、よろしくをお願いします。

議長（藤井公明君） 草野君。

7番（草野安道君） はい。ありがとうございました。

本日はですね、大野地区からも大変傍聴に、わざわざ出向いて来ていらっしゃると思います。本当に有難いことだと思いますけれども、それだけやはり芦北球磨線の交通規制等につきましては、関心をもっておられて、また何回も申し上げますが、時間制限等がないよう、できれば先ほど申しましたように、完成までの間は全面片側通行できるような工事体制を県に強く要望していただきたいと思います。

これをもって、私の一般質問を終わります。

議長（藤井公明君） 草野君の質問が終わりました。

以上で一般質問を終わります。

議長（藤井公明君） 本日の日程はすべて終了しました。

本日はこれで散会します。

ご苦労さまでした。

散会 午後2時02分

平成23年第2回芦北町議会定例会議事日程（第3号）

平成23年3月18日

午前10時 開 会
於 議 場

1 議事日程

開会宣告

（一括議題 = 日程第11まで）

- 日程第 1 議案第 17号 芦北町収入印紙等購入基金条例の制定について
- 日程第 2 議案第 7号 平成23年度芦北町一般会計予算
- 日程第 3 議案第 8号 平成23年度芦北町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第 4 議案第 9号 平成23年度芦北町介護保険事業特別会計予算
- 日程第 5 議案第 10号 平成23年度芦北町簡易水道事業特別会計予算
- 日程第 6 議案第 11号 平成23年度芦北町農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第 7 議案第 12号 平成23年度芦北町生活排水処理事業特別会計予算
- 日程第 8 議案第 13号 平成23年度芦北町有温泉事業特別会計予算
- 日程第 9 議案第 14号 平成23年度芦北町奨学資金貸付事業特別会計予算
- 日程第 10 議案第 15号 平成23年度芦北町後期高齢者医療事業特別会計予算
- 日程第 11 議案第 16号 平成23年度芦北町水道事業会計予算
- 日程第 12 議員派遣の件

（一括議題 = 日程第16まで）

- 日程第 13 総務常任委員会の閉会中の継続審査及び特定事件（所管事務）調査の申出
- 日程第 14 建設経済常任委員会の閉会中の継続審査及び特定事件（所管事務）調査の申出
- 日程第 15 文教厚生常任委員会の閉会中の継続審査及び特定事件（所管事務）調査の申出
- 日程第 16 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の申出

（閉 会）

2 出席議員（15人）

1番 坂 本 登 君
3番 宮 内 道 則 君

2番 林 田 燿 宏 君
4番 寺 本 順 一 君

5番 古村逸男君
7番 草野安道君
10番 宮尾秀行君
12番 川尻成美君
14番 岡部恵美子君
16番 藤井公明君

6番 白坂康浩君
8番 前田徹一君
11番 平松洋一君
13番 水口宣之君
15番 寺本修一君

3 欠席議員（1名）

9番 元山秀志君

4 説明のため出席した者の職氏名（16人）

町長	竹崎一成君	副町長	藤崎正司君
教育長	竹浦裕道君	総務課長	井川良一君
企画財政課長	井上民男君	田浦基幹支所長	早川純一君
税務課長	農中豊君	住民生活課長	迫本文雄君
商工観光課長	坂梨優君	福祉課長	大岩憲治君
農林水産課長	柳田豊彦君	建設課長	竹田茂幸君
上下水道課長	山本正博君	教育課長	永田光洋君
生涯学習課長	中原豊徳君	会計管理者兼 会計室長	野口博司君

5 職務のため出席した事務局職員の職氏名（2人）

議会事務局長 福山勝廣君 次長（係長） 岡田謙治君

開会 午前10時00分

議長（藤井公明君） おはようございます。

直ちに本日の会議を開きます。

元山君から欠席届が出ております。

本日の日程はお手元に配付しております議事日程のとおりであります。

- 日程第 1 議案第 17号 芦北町収入印紙等購入基金条例の制定について
- 日程第 2 議案第 7号 平成23年度芦北町一般会計予算
- 日程第 3 議案第 8号 平成23年度芦北町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第 4 議案第 9号 平成23年度芦北町介護保険事業特別会計予算
- 日程第 5 議案第 10号 平成23年度芦北町簡易水道事業特別会計予算
- 日程第 6 議案第 11号 平成23年度芦北町農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第 7 議案第 12号 平成23年度芦北町生活排水処理事業特別会計予算
- 日程第 8 議案第 13号 平成23年度芦北町有温泉事業特別会計予算
- 日程第 9 議案第 14号 平成23年度芦北町奨学資金貸付事業特別会計予算
- 日程第 10 議案第 15号 平成23年度芦北町後期高齢者医療事業特別会計予算
- 日程第 11 議案第 16号 平成23年度芦北町水道事業会計予算

議長（藤井公明君） 日程第1、議案第17号「芦北町収入印紙等購入基金条例の制定について」から日程第11、議案第16号「平成23年度芦北町水道事業会計予算」までを一括議題とします。

それでは、定例会初日に各常任委員会に付託しておりましたので、委員長に報告を求めます。

質疑は3人の委員長報告が終了した後、一括して行います。

はじめに、川尻総務常任副委員長。

総務常任副委員長（川尻成美君） おはようございます。

それでは、総務常任委員会での報告を申し上げます。

総務常任委員会に付託されました議案につきまして、委員会における審議の経過及び結果について報告を申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、予算関係1議案、条例関係1議案でございます。

まず、条例の審査から申し上げます。

議案第17号、芦北町収入印紙等購入基金条例の制定についての審査を申し上げます。この条例は、県から事務及び権限が移譲される旅券、パスポート申請受付及

び交付等に関し、事務を円滑かつ効率的に行うため、基金を設置する条例を制定するものであるとの説明でありました。

主な質疑として、収入印紙等はパスポート申請者のみ販売するのかとの質疑に対し、一般にも販売を行う。売上に対し、手数料が町の収入となるため、多く販売した方が町にとって有効であるとの答弁でありました。

以上、質疑終了後は討論もなく、議案第17号については、全会一致で原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第7号、平成23年度芦北町一般会計予算について申し上げます。平成23年度の一般会計予算総額は、前年比3.3%増の97億6,400万円となっており、地方交付税は0.7%減の43億7,000万円が見込まれております。

以上、審査過程において、論議された主なものについて申し上げます。基幹支所では、空調機の故障により、エアコン設置工事増及び施設警備委託料を総務課から基幹支所費へ予算組み替えにより増額予算となっております。

主な質疑として、必要経費等減額の要因はとの質疑に対し、施設管理の大きな修繕が終わっているためとの答弁がありました。

質疑終了後は討論もなく、全会一致で原案のとおり可決することに決しました。

議会事務局費では、議員年金制度の改正により、共済費が3,348万1,000円の増額となっております。

主な質疑として、議員年金開始後の町が負担する年金共済費はどうなるのかとの質疑に対し、廃止前の制度による退職年金及び遺族年金の給付がなくなるまで町の負担は続くとの答弁がありました。

質疑終了後、議長交際費について反対及び賛成の討論があり、起立による採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決することに決しました。

企画財政課では、新たな国際交流員活用事業、特産品開発事業費、これは御立岬温泉の温泉水で作る塩でございます等が予算計上されており、また肥薩おれんじ鉄道佐敷跨線橋整備事業、地方バス運行対策支援事業及び結婚支援事業等が引き続き計上されております。

主な質疑として、特産品開発事業について、今後の計画はどうなっているのかとの質疑に対し、本年度はふるさとづくり基金を活用して、品質向上のための施策及び研究に取り組んできた。平成23年度には62万円を計上し、さらに佐賀大学と連携し、研究を進める予定であるとの答弁がありました。

また、川辺川ダム建設促進協議会負担金については、今の段階では事業促進する目的で予算計上しているのかとの質疑に対し、協議会の事業計画は川辺川ダム促進ではなく、治水対策等の要望活動を柱とした事業である。建設促進に関わる協議会

の名称変更については、五木村振興対策治水対策が進んでいない状況であり、特別措置法等の整備が整った後、総会を開催することになっている。協議会としては、対策が決まるまで当分の間はこの名称でいくことで決定しているとの答弁がありました。

質疑終了後、川辺川ダム建設促進協議会負担金について、反対及び賛成の討論があり、起立による採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決することに決しました。

総務費では、主な質疑として、選挙費で選挙看板の撤去費が計上されてあるが、設置費はどうなっているのかとの質疑に対し、設置費は平成22年度計上してある。県からの補助金が平成22年度と平成23年度に分けて計上してあるとの答弁がありました。

また、新幹線が全線開業するが、総務課としては今後に向けてどう考えているのかとの質疑に対し、町のPRを積極的に行っていくべきと考えている。町のPR用パンフレットの予算を計上し、鉄砲隊が演武に出掛けるときに、このパンフレットの配布をお願いする計画であるとの答弁がありました。

質疑終了後、町長交際費について、反対及び賛成の討論があり、起立による採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決することに決しました。

税務課では、個人町民税について、給与所得、営業所得、農業所得等の低迷により、減額予算計上、法人町民税は本町主要企業の比較的順調な回復により、増額予算計上であるとの説明がありました。

主な質疑として、固定資産税が6,000万円ほど増加しているが、理由は何かとの質疑に対し、課税減免期間の3年間で終了し、課税となった税額が4,956万7,000円と、新築家屋の新規課税となった税額が1,052万2,000円になり、これが増額分であるとの答弁がありました。

以上、論議されました主な内容であります。議案第7号、平成23年度芦北町一般会計予算につきましては、原案のとおり可決することに決しました。

以上、総務常任委員会に付託されました事件の審査経過と結果の報告を終わります。

議長（藤井公明君） 次に、草野建設経済常任委員長。

建設経済常任委員長（草野安道君） おはようございます。

建設経済常任委員長報告を申し上げます。

建設経済常任委員会に付託されました案件のうち、予算関係6議案について、本委員会における審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

はじめに、議案第7号、平成23年度芦北町一般会計予算について申し上げます。

す。

まず、建設課では、平成20年度から約8億円を投じ整備を行ってきた湯北地区浸水対策事業が最終年度を迎えるなどの主要事業の説明があり、委員からは、松ヶ崎海水浴場の今後の計画はという質疑に対し、平成24年度に町へ移管される予定で、23年度は県に対して施設の修繕等の依頼をしているとの答弁がありました。また、移管に向けて検討委員会を立ち上げる予定であるとのことでした。

上下水道課では、飲料水供給施設事業費補助金について、今回の交付予定地区は2回目ではないかとの質疑に対し、平成14年度に補助を行っているが、現在、石灰成分が多量に含まれ、水質が悪化しているため、新たにボーリングを行うとの答弁がありました。

商工観光課では、平成23年度から御立岬公園及び御立岬温泉センターを直営方式にするなどの主要事業の説明があり、委員からは、芦北海浜総合公園植樹整備工事業の事業内容及び狙いはとの質疑に対し、花公園を整備するための第1期工事として、リフト下に芝桜を740平方メートル程度植栽するとの予定であり、冬から春にかけての入り込み客数増につなげたいとの答弁がありました。

農業委員会では、果樹園の放任園を転用する際、手続きの簡素化はではないかとの質疑に対し、農業委員が審査を行い、復元不可能と判断した農地は、非農地としての取り扱いが可能であるとの答弁がありました。

農林水産課では、芦北地区排水対策事業負担金や牛の水漁港の道路改修工事等により、平成22年度対比、約1億5,000万円増の予算計上であるとの説明があり、委員からは、町有林の管理林が高齢になっているが、今後の対応はとの質疑に対し、下刈り、間伐などの作業量が減少していることもあり、22年度の退職者については補充をしていないが、現行制度は維持しつつ、今後見直しも検討するとの答弁がありました。

以上、質疑終了後は討論もなく、議案第7号については、全会一致で原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第10号、平成23年度芦北町簡易水道事業特別会計予算について申し上げます。

平成23年度は、海浦地区の水源能力低下を補うために、上水道から水供給を検討するための計画設計業務等を行うとの説明があり、委員からは、海浦地区の今後はこの質疑に対し、上水道との平成27年度統合に向け、計画を策定中であるとの答弁がありました。

以上、質疑終了後は討論もなく、議案第10号については、全会一致で原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第11号、平成23年度芦北町農業集落排水事業特別会計予算について申し上げます。

主な質疑として、加入率の状況はどうかとの質疑に対し、各世帯への接続率は全体で約70%であり、平成22年度で18件の新規加入があり、引き続き加入促進に努めるとの答弁がありました。

以上、質疑終了後は討論もなく、議案第11号については、全会一致で原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第12号、平成23年度芦北町生活排水処理事業特別会計予算について申し上げます。

平成23年度も維持管理を中心とした予算計上であるとの説明があり、委員からは法定検査の回数は何回かとの質疑に対し、年1回実施しているとの答弁がありました。

以上、質疑終了後は討論もなく、議案第12号については、全会一致で原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第13号、平成23年度芦北町有温泉事業特別会計予算について申し上げます。

平成23年度は、新規事業の湯浦温泉センターの改築工事基本設計業務委託などにより、前年対比660万円の増額であるとの説明があり、委員からは、湯浦温泉の改築に踏み切った理由はとの質疑に対し、施設が築50年経っており、床、天井などの傷みが激しいためであるとの答弁がありました。

以上、質疑終了後は討論もなく、議案第13号については、全会一致で原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第16号、平成23年度芦北町水道事業会計予算について申し上げます。

平成23年度は、城山配水池増築に係る造成費を予算計上するなどの説明があり、委員からは城山配水池造成工事の安全対策はどうかとの質疑に対し、残土処理を行う際の道路の対応など、各関係と連携をとりながら、万全を期するとの答弁がありました。また、耐震化で、災害対応型配水池を平成24年度に築造計画であるとのことでした。

以上、質疑終了後は討論もなく、議案第16号については、全会一致で原案のとおり可決することに決しました。

以上で、建設経済常任委員会に付託されました事件の審査経過と結果の報告を終わります。

議長（藤井公明君） 最後に、白坂文教厚生常任委員長。

文教厚生常任委員長（白坂康浩君） 皆さん、おはようございます。

文教厚生常任委員長報告を申し上げます。

3月4日の本議会において、文教厚生常任委員会に付託されました案件について、委員会における審査の経過並びに結果について御報告を申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、予算関係5議案でございます。

まず、議案第7号、平成23年度芦北町一般会計予算について、審査過程において説明、論議された主なものについて申し上げます。

福祉課の民生費、予算総額は前年比約5%の増となっており、我が国の福祉を取り巻く環境は、少子高齢化に伴う影響で大きく変化し、子ども手当や障害者自立支援法の見直しなどで、本町も厳しい財政状況の中、4月1日の老人ホームの完全民間移譲などの積極的な支援策が図られております。学童保育や老人無料入浴券、高齢者に対する福祉関係の補助金、さらには児童手当と子ども手当等についての質疑に対し、それぞれに詳細に答弁がありました。

住民生活課では、芦北町の狂犬病予防注射については、毎年行っているが、23年度は約1,400頭の登録に対し、83%分を計上しており、例年、接種率は近隣市町に比較すると大変高い数値を示しております。

仮称、女島活力推進センターの建設に係る進捗状況についての質疑に対しては、23年度から工事にかかり、平成24年7月から8月にかけて完成する予定であり、議会には適切な時期に説明するという答弁でした。

また、23年度も子宮頸がんワクチン予防接種を計上されているが、副反応の情報についての質疑に対し、県内及び町内の契約医療機関からも報告はあっていないとの答弁でした。

教育課では、23年度から小学校の新学習指導要領が実施される中で、委員からは教科書の採択について疑問をしたところ、先生が研究調査員となり、調査した結果を選定委員が審議して、採択協議会へ答申され、最終的に各教育委員会が決定するとの答弁でありました。さらに、教科書は採択前に社教センターに展示されるということでした。

また、平成24年度からの武道必修化に伴い、23年度から空手道の導入の予算とともに、論語教育の予算についても説明がありました。

また、学校統廃合については、臨時PTA総会において統合が賛同され、計石小学校がいよいよ24年度統合に向けて準備を始めるという説明でした。

生涯学習課では芦北町教育理念「温故創新」に基づき、生涯学習事業の充実を図るため、放課後子ども教室学校支援地域本部事業、平成いきいき大学ほか各種事業を計画され、文化振興事業や体育振興の予算が計上されております。委員からは、

総合型地域スポーツクラブの現場や岩崎グラウンドの管理委託、町体協の区割などについて質疑がありました。総合型地域スポーツクラブについては、5クラブ、10教室で運営されているということと、岩崎グラウンドの管理については、グラウンドゴルフ協会田浦支部に委託し、体協の区割については地域割検討委員会において再編する方向で検討されているとの答弁でした。

また、花岡地区埋蔵文化財関係で予算が増額されているが、今後も続くのかという質疑に対し、平成19年度出土したものを平成23年度では1,000点の報告書を作る予算であるという答弁でした。

さらに、星野富弘美術館の運営について質疑をしたところ、23年度は専門委員会を設置して協議していくとの答弁でした。

以上、質疑終了後は討論もなく、議案第7号、平成23年度一般会計予算については、全会一致で原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第8号、平成23年度芦北町国民健康保険事業特別会計予算について申し上げます。

主な質疑は、直営診療施設勘定において、診療所の患者数の見込みと、温泉を活用した療養型診療所設置の質疑に対しては、地域内の人口減少と診療体制の変更などにより、患者数の推移を見て10%程度の減を見込んでいるということと、新たな委員会で検討したいという答弁でした。

以上、議案第8号については、質疑終了後は討論もなく、全会一致で原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第9号、平成23年度芦北町介護保険特別会計予算について申し上げます。

予算総額は19億3,730万円で、22年度より5,800万円の増となっております。

増額の主な理由として、介護保険給付費の自然増及び4月事業開始予定の有料老人ホーム1施設の地域密着型サービス給付増額分、また介護給付適正化事業に関わる臨時事務職員雇用に伴うものであります。

以上、議案第9号については、討論もなく、全会一致で原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第14号、平成23年度芦北町奨学資金貸付特別会計予算について申し上げます。

予算総額は2,870万円で、対前年比540万円の増となっております。

奨学資金については、借り入れる人が大変少ないようだが、貸付金額には問題ないかという質疑に対し、金額については自宅通学かどうか、公立か私立かというこ

ともあり、検討したいとの答弁でした。

以上、議案第14号については、討論もなく、全会一致で原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第15号、平成23年度芦北町後期高齢者医療事業特別会計予算について申し上げます。

予算総額2億5,220万円を措置し、疾病の早期治療、重症化防止のために人間ドックの助成費用が計上されております。

委員からは、人間ドック対象者の選定方法について質疑があり、町の広報紙で希望者を募集し、オーバーしたら補正で対応したいとの答弁でした。

また、平成25年4月以降を目途に新制度発足の方向性が打ち出されておりますが、新制度創設に伴う周知等、地域住民の方々に混乱を招くことがないように、適切な事務処理に努めるという説明がありました。

以上、議案第15号については、討論もなく、全会一致で原案のとおり可決することに決しました。

以上で、文教厚生常任委員会に付託されました事件の審査経過と結果の報告を終わります。

議長（藤井公明君） 委員長報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を一括して行います。質疑はありませんか。寺本順一君。

4番（寺本順一君） 小さいことではございますが、文章の表現についてお聞きしたいと思います。総務常任委員長、お願いしたいと思います。

3ページの町長交際費についてでございます。町長交際費について、反対及び賛成の討論がありとございますけれども、これを見ただけでは、町長交際費の何について討論がなされたのか全くわかりませんので、そのことを副委員長、説明をお願いしたいと思います。

議長（藤井公明君） 川尻総務副委員長。

総務常任副委員長（川尻成美君） 議論の中身について聞きたいということであろうと思います。文章表現については、委員長がこうして書きましたので、委員も了承したわけでございます。中身についてはですね、まず300万円、町長交際費が計上されております。これは何に、どのような目的で使われているのかという質疑がまず出ました。そして、総務課長の方が、いろいろ出張とか、予算獲得のため多忙であるというようなことで、そういう等のことと、また弔電等の予算にも使っているということでした。しかしながら、他市町村と比べれば高いのではないかということ、数字を出されまして質疑がなされたところでございます。また、

開示の方は、公開する考えはないかということで、情報公開条例に基づいては見られますよということでした。また、申し伝えれば、今一般常識でほとんどがインターネット等でその交際費の使途等は見られるようになっていると。我が町はまだそういうことはしてないけれども、今後努力してみようという答弁でございました。よって、反対・賛成かの討論の結果、賛成多数ですね、可決をしたわけでございます。

以上です。

議長（藤井公明君） 寺本順一君。

4番（寺本順一君） 私は、文章の表現のことを聞いておることです。この表現を文章を見ただけではですね、誰も理解できないだろうと思うんですよ。町長交際費について反対・賛成の討論があったということで、町長交際費について、必要であるのかないのか、あるいは高いのか低いのか、そこらをはっきりですね、明文化しないと、誰が見てもちょっとおかしい文章になるんじゃないかというふうに私は思うわけでございます。今、川尻副委員長の方から御説明がございましたけれども、他町に比べて高いとか、そういう表現を是非挿入していただきたいと思えます。

議長（藤井公明君） ほかに質疑はありませんか。

川尻副委員長にお尋ねすると言わんと、今、指名してないですよ。その所指名してください。

4番（寺本順一君） 川尻副委員長、御答弁をお願いいたします。

議長（藤井公明君） 川尻総務副委員長。

総務常任副委員長（川尻成美君） 委員会でもですね、そういう論議もありましたので、次回からはですね、そういう表現にしたいという旨の昨日の委員会での話でございました。鋭意努力したいと思います。

議長（藤井公明君） 寺本順一君。

4番（寺本順一君） 次回からというようなことですが、この文章は当然町民の中に議会だよりとして発行される中での出でるわけですね。果たして町民が見て理解できるのかですね、それはもう次回と言わずにですね、やはりここでそういう否とは言いませんけれども、文章にこの1字を入れるだけで文章が成り立ちますので、是非、今回の議会でそれを挿入する、あるいは追加するなどの対応をとっていただきたいと私は考えております。当然、2ページの議長の交際費についても然りでございます。

以上です。

議長（藤井公明君） 寺本議員、これはですね、総務常任委員会ですね、審査をし

た結果と経過についての報告ですから、寺本議員からこうしなさい、こうしたらどうかということは言えない。委員会の結果と報告に対して尋ねることはできます。そういうことなんです。

ほかに質疑はありませんか。坂本君。

1 番（坂本 登君） 今の、川尻副委員長の答弁の中に間違いがあります。そのことについては指摘はできますか。

議長（藤井公明君） 文章の間違いですか。

1 番（坂本 登君） 答弁の間違いがあります。それについて質すことはできますか。

議長（藤井公明君） 文章の。

1 番（坂本 登君） 川尻副委員長の答弁の中に間違いがありました。

議長（藤井公明君） どこが間違い。訂正いいですよ。坂本君。

1 番（坂本 登君） 弔電が交際費に含まれていると答弁されましたけど、間違いです。

議長（藤井公明君） 川尻総務副委員長。

総務常任副委員長（川尻成美君） そうです。弔電の方はですね、一般管理費から出ていますということでした。そうです。

議長（藤井公明君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤井公明君） 質疑なしと認めます。

これから議案第 17 号から議案第 16 号までを、順次討論を行い、採決します。

議案第 17 号、芦北町収入印紙等購入基金条例の制定について、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから議案第 17 号を採決します。

お諮りします。委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 17 号は原案のとおり可決しました。

議案第 7 号、平成 23 年度芦北町一般会計予算について、討論ありませんか。坂本君。

1 番（坂本 登君） 日本共産党の坂本登です。

議案第7号、平成23年度芦北町一般会計予算について、反対討論をいたします。

今日、芦北町の財政事情も極めて厳しくなっています。平成23年度芦北町一般会計当初予算は。

議長（藤井公明君） 坂本君、質疑の時間は終わりましたので、今、討論の時間なっていますので、討論は簡潔にしてください。何に対して反対か、それだけ言ってください。

1番（坂本 登君） 約97億円余りを計上しています。私は、苦しい財政事情の中で、大切な税金が町民の要望に沿って、ムラなく、公正に、また効率的に予算化されているのか慎重に審議してまいりました。

総務委員会の中で、町長及び議長の交際費を問題にして反対をいたしました。町長交際費は300万円。

議長（藤井公明君） 坂本君、坂本君。

1番（坂本 登君） はい。

議長（藤井公明君） 今、議長が言ってますでしょう。

1番（坂本 登君） はい。

議長（藤井公明君） 質疑の時間では、そのですね、今の発言はいいですが、討論はですね、簡潔に、何に対して反対だと、もう簡潔に言ってもらわんば困ります。それは質疑の時間の発言なんです。

1番（坂本 登君） 質疑は何故反対したかというのを。

議長（藤井公明君） だから簡潔にお願いしますと言っておるんです。

1番（坂本 登君） 議長交際費は60万円です。以下の3つの点から見て問題があると思います。第1点目は、他の市町村に比較して高いのか安いのか、町の財政規模に適しているかどうかという点です。全体的に他の市町村は交際費を年々削減してきています。平成23年度、人口73万人の熊本市の市長交際費は171万円です。

議長（藤井公明君） 坂本君。何回も今議長が言ってますでしょう。議長交際費、町長交際費が高すぎるから反対と、それだけでいいんです。それは質疑の時間でその発言はすることです。ですから、討論はですね、簡潔にすることになっていますので、短くしてください。

1番（坂本 登君） 今の総務委員会の委員長報告に、詳しい内容は入ってませんので、これを私が討論のときに言うということで、委員会でこれを了解したわけです。

議長（藤井公明君） 討論はですね、反対か賛成か、短かにですね、何々に対して反

対だという簡潔に言うことなんです。ですから、簡潔にして何と何に対して反対だから、この予算に対しては反対と、そういうふうに言ってもらわなければ。

1 番（坂本 登君） 反対理由がわからないじゃないですか。委員会の内容が載っていないじゃないですか。

議長（藤井公明君） 質疑でいろいろと、委員会でもやっておるわけでしょう。

1 番（坂本 登君） それは委員会で先ほど副委員長が答弁されましたように、私が討論を本会議でするということで、これでいいということを行ったんです。

議長（藤井公明君） 坂本君。坂本君は総務常任委員会の委員だから、当然、委員会で質疑は十分やってきておられるわけです。その結果、反対で討論、賛成、そして採決をした結果が、原案の委員長報告に賛成多数で可決したわけですから、だから討論のときはですね、何に対して反対だと、それだけ言ってもらえればいいんです。それは質疑の分野に入りますので。

1 番（坂本 登君） 質疑でも何でもありません。反対理由です。

議長（藤井公明君） だから、答弁はですね、もう質疑はもう今まで委員会でやってきとるわけですから、そうでしょう。委員会でやったんでしょう、長く時間かけて。だから、本会議で賛成か反対か、討論は賛成か反対かの討論です。反対なら反対でいいんです。

1 番（坂本 登君） 反対理由を述べないと、今日は傍聴者もたくさん来ていますし、わからないじゃないですか、意味が。その反対の理由を述べて反対。

議長（藤井公明君） とにかくですね、簡潔にしてもらわんと困るんです。

1 番（坂本 登君） 簡潔にしています。

議長（藤井公明君） 簡潔じゃないじゃないですか。簡潔にしてくださいよ。

1 番（坂本 登君） わかりやすく理由を述べているんです。いいですか。

平成23年度、人口73万人の熊本市の市長交際費は171万円です。また、八代市は160万円、水俣市は130万円で、八代市、水俣市の2つの市を合わせても290万円です。これだけ見ても人口わずか2万人の。

議長（藤井公明君） 坂本君。

1 番（坂本 登君） 芦北町の町長交際費が300万円というのは。

議長（藤井公明君） ここで暫時休憩します。全員協議会を開きます。

休憩 午前10時47分

再開 午前11時13分

議長（藤井公明君） 傍聴席の方に申し上げます。傍聴席からの発言は一切禁止され

ておりますので申し上げます。

休憩前に続き、会議を開きます。

今、討論の時間です。坂本君。

1番（坂本 登君） 議案第7号、平成23年度芦北町一般会計予算について反対討論をいたします。

町長交際費300万円、議長交際費60万円、他市町村と比較して異常に高い。したがって、平成23年度芦北町一般会計予算は、これらが計上されていますので反対です。

以上で、反対討論を終わります。

議長（藤井公明君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。寺本修一君。

15番（寺本修一君） 私は賛成の立場で賛成討論を行います。

本予算は、ただ今反対討論がありました町長、議長交際費を含め、町民の生活と生命を守る町民本意の、町民の意見を反映した竹崎町長をはじめ執行部の英知を結集し、しかも一部の町民の意見に左右されない民主主義の原理に従った町民全体、町政発展を考慮した誠に適正な予算であります。

よって、私は賛成であります。

議長（藤井公明君） これで討論を終わります。

これから議案第7号を採決します。

お諮りします。委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

議長（藤井公明君） 異議がありますので、起立によって採決します。委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（藤井公明君） 賛成多数。したがって、議案第7号は原案のとおり可決しました。

議案第8号、平成23年度芦北町国民健康保険事業特別会計予算について、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから議案第8号を採決します。

お諮りします。委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 8 号は原案のとおり可決しました。

議案第 9 号、平成 23 年度芦北町介護保険事業特別会計予算について、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから議案第 9 号を採決します。

お諮りします。委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 9 号は原案のとおり可決しました。

議案第 10 号、平成 23 年度芦北町簡易水道事業特別会計予算について、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから議案第 10 号を採決します。

お諮りします。委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 10 号は原案のとおり可決しました。

議案第 11 号、平成 23 年度芦北町農業集落排水事業特別会計予算について、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから議案第 11 号を採決します。

お諮りします。委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 11 号は原案のとおり可決しました。

議案第 12 号、平成 23 年度芦北町生活排水処理事業特別会計予算について、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから議案第12号を採決します。

お諮りします。委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第12号は原案のとおり可決しました。

議案第13号、平成23年度芦北町有温泉事業特別会計予算について、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから議案第13号を採決します。

お諮りします。委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第13号は原案のとおり可決しました。

議案第14号、平成23年度芦北町奨学資金貸付事業特別会計予算について、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから議案第14号を採決します。

お諮りします。委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第14号は原案のとおり可決しました。

議案第15号、平成23年度芦北町後期高齢者医療事業特別会計予算について、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから議案第15号を採決します。

お諮りします。委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決定する

ことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第15号は原案のとおり可決しました。

議案第16号、平成23年度芦北町水道事業会計予算について、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから議案第16号を採決します。

お諮りします。委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第16号は原案のとおり可決しました。

日程第12 議員派遣の件

議長（藤井公明君） 日程第12、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。議員派遣については、地方自治法第100条及び会議規則第117条の規定により、議席に配付のとおり派遣したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、議席に配付のとおり議員派遣することに決定しました。

議員派遣について、やむを得ず、場所、期間及び派遣議員について変更を生じる場合は、議長に一任いたしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、議長一任することに決定しました。

日程第13 総務常任委員会の閉会中の継続審査及び特定事件（所管事務）調査の申出

日程第14 建設経済常任委員会の閉会中の継続審査及び特定事件（所管事務）調査の申出

日程第15 文教厚生常任委員会の閉会中の継続審査及び特定事件（所管事務）調査

の申出

日程第16 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の申出

議長（藤井公明君） 日程第13から日程第16まで、各委員会の閉会中の継続審査及び調査の申出を一括議題とします。

お諮りします。各委員長からお手元に配付の申出書のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申出書のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに決定しました。

議長（藤井公明君） これで本日の日程はすべて終了しました。

会議を閉じます。

平成23年第2回芦北町議会定例会を閉会します。

ここで、3月末をもって退職される3人の課長より挨拶があります。しばらくの間、御静聴願います。

まずはじめに、山本上下水道課長。登壇からお願いします。

上下水道課長（山本正博君） 皆さん、お疲れさまでございます。

浅学非才のこの私が大過なく退職することができますのは、議員各位の温かい御支援の賜であると衷心より感謝申し上げますとともに、芦北町町議会のますますの御発展と皆様の御健康と御多幸と、さらなる御活躍をお祈り申し上げまして、退任の挨拶といたします。

どうもお世話になりました。

議長（藤井公明君） 次に、井川総務課長。

総務課長（井川良一君） 皆さん、こんにちは。大変お疲れさまでございました。

議長の御配慮に感謝を申し上げまして、一言御挨拶申し上げます。

3月31日をもってですね、1年早く早期退職することになりました。議長をはじめ、議員の皆様には本当にお世話になりました。改めて厚く御礼申し上げます。

私は、平成18年度からですね、21年度まで、3年間、議会事務局に勤務させていただきまして、議会の皆様と一緒に仕事をさせていただきました。その間、本当によくしていただき、大変充実した日々を送らせていただきました。本当にありがとうございました。

今後はですね、一町民としまして、今までの経験を活かし、地域の活性化に努めてまいりたいと思います。

最後に、皆様の御活躍を祈念申し上げます、心から感謝を申し上げます、退

任の挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。

議長（藤井公明君） 次に、竹田建設課長。

建設課長（竹田茂幸君） おはようございます。

本日は、貴重な時間を割いていただきまして、心から感謝申し上げます。

私、3月末をもって、1年早くリタイアすることにいたしました。未曾有の大震災の年の退職に運命を感じるものでございます。

退職後は、体と相談しながら、野良に出ようと考えております。

議会の皆様には、長年にわたり御指導・御支援を賜り、ありがとうございました。

芦北町並びに芦北町議会の今後ますますの御発展と御祈念を申し上げ、お礼の挨拶といたします。ありがとうございました。

議長（藤井公明君） 以上で終わりますが、3名の課長におかれましては、町政発展のため、長きにわたり御尽力いただきましたことに対し、議会からも御礼を申し上げます。

今後の御健勝と御多幸を心からお祈り申し上げ、大変御苦労さまでございました。これで解散します。

- - - - -

閉会 午前11時25分

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定によりここに署名する。

芦北町議会議長

署名議員

署名議員